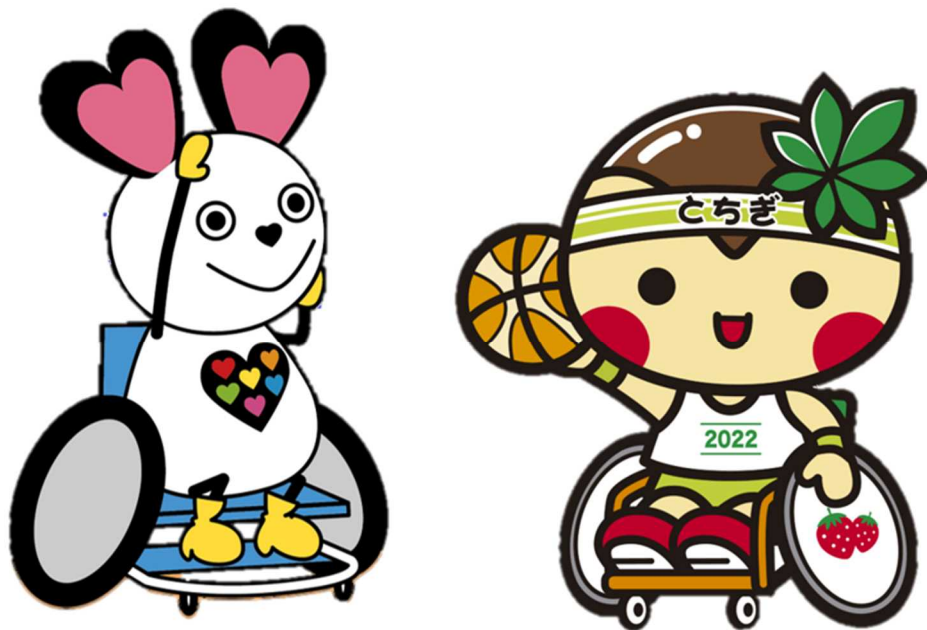


栃木県障害福祉計画
(第6期計画)・
栃木県障害児福祉計画
(第2期計画)



令和3(2021)年3月

栃木県保健福祉部障害福祉課

目次

第1章 栃木県障害福祉計画（第6期計画）・栃木県障害児福祉計画（第2期計画）策定の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 根拠法令	1
3 計画の期間	1
4 区域の設定	1
5 計画の達成状況の点検及び評価	2
第2章 栃木県障害福祉計画（第6期計画）・栃木県障害児福祉計画（第2期計画）	2
I 令和5（2023）年度の目標値	2
1 障害者支援施設の入所者の地域生活への移行	2
2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	3
3 地域生活支援拠点等の体制整備	4
4 福祉施設から一般就労への移行等	5
5 障害児支援の提供体制の整備等	6
6 相談支援体制の充実・強化等	8
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	9
II 各年度における指定障害福祉サービス等、指定通所支援等及び指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み	10
III 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数	17
IV 栃木県の地域生活支援事業等の実施に関する事項	18
1 障害者相談支援体制推進事業	19
2 障害者就業・生活支援センター事業	20
3 発達障害者支援センター運営事業等	21
4 高次脳機能障害支援普及事業	22
5 精神障害者地域移行・地域生活支援事業	23
6 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣等事業	24
7 依存症対策総合支援事業	25
8 子ども若者・ひきこもり対策推進事業	26
9 難病相談支援センター事業	27
V 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設の質の向上のために講ずる措置	28
1 サービスの提供に係る人材の研修	28
2 指定障害福祉サービス事業者等に対する第三者の評価	29
VI その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項	30
1 障害者等に対する虐待の防止	30
2 意思決定支援の促進	31
3 障害者等に関する感染症対策	31
4 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実	31

5	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組	31
6	障害者等の芸術文化活動支援等による社会参加の促進	32
7	全国障害者スポーツ大会を契機とした障害者スポーツの普及拡大及び 社会参加の促進	32
8	障害を理由とする差別の解消の推進	32
9	地域共生社会の実現に向けた取組	32
VII	圏域ビジョン	33
1	県全体	33
2	圏域の状況	36
(1)	宇都宮障害保健福祉圏域	36
(2)	県西障害保健福祉圏域	39
(3)	県東障害保健福祉圏域	42
(4)	県南障害保健福祉圏域	45
(5)	県北障害保健福祉圏域	48
(6)	両毛障害保健福祉圏域	51
3	まとめ	54
	計画策定の経過	56
	栃木県障害者施策推進審議会委員名簿	56
	栃木県自立支援協議会委員名簿	57

第1章 栃木県障害福祉計画（第6期計画）・栃木県障害児福祉計画（第2期計画）策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の趣旨等を踏まえ、障害福祉サービス等の必要量の見込み及びその見込量の確保のための方策を定めることにより、障害福祉サービス等の提供体制の計画的な整備を図り、制度の円滑な実施を確保しようとするものです。

なお、本計画は、国が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和2年厚生労働省告示第213号）」（以下「国の基本指針」という。）に即して策定しています。

2 根拠法令

障害者総合支援法第89条第1項

児童福祉法第33条の22第1項

3 計画の期間

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3か年

4 区域の設定

障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みを定める単位となる区域は、栃木県障害者計画で設定した障害保健福祉圏域と同一の6つの圏域を設定します。

圏域名	構成市町名
宇都宮（1市）	宇都宮市
県西（2市）	鹿沼市、日光市
県東（1市4町）	真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県南（3市3町）	栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町
県北（5市4町）	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
両毛（2市）	足利市、佐野市

【栃木県障害保健福祉圏域図】



5 計画の達成状況の点検及び評価

○PDCAサイクルの導入

- ・計画に盛り込んだ目標値等について、少なくとも年1回は実績を把握するほか、障害者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価を行い、必要があるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。
- ・中間評価の際は、栃木県自立支援協議会及び栃木県障害者施策推進審議会の意見を聴くとともに、その結果について公表します。

第2章 栃木県障害福祉計画（第6期計画）・栃木県障害児福祉計画（第2期計画）

I 令和5年度（2023）の目標

1 障害者支援施設の入所者の地域生活への移行

- 栃木県では、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業、相談支援事業等を、障害者本人の心身の状態や地域生活等に対する意欲に合わせ適切かつ効果的に提供することを促進し、障害者支援施設から地域生活への移行^{*1}を進めます。
- 本県の実情を踏まえつつ、地域生活への移行を進める観点から、令和2（2020）年3月31日時点において長期の入所が常態化している施設に入所している障害者のうち、自立訓練等を利用し、令和5（2023）年度末までに地域生活に移行する者の目標を次のとおり定めます。
- 本目標の達成に向けて、就労支援や地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域における安心した暮らしを支える支援体制等の推進を図ります。

【障害者支援施設の入所者の地域生活への移行に関する目標】

項目		目標	考え方
R2.3.31時点の入所定員(A)		2,184人	都民施設 ^{*2} を除いた、障害者支援施設の定員総数
R5年度目標	地域生活移行者数 (R5年度末までの累計)	32人	(A)の約1.5%
	入所者数	現状維持	真に入所支援を必要としている障害者を考慮する

〈目標設定の考え方^{*3}〉

- ・地域生活への移行の実績や全国平均に比べて重度者の割合が高いこと等本県の実情を踏まえ目標を設定しています。

〈参考〉第5期計画における実績

	目標	平成30年度	令和元年度
入所定員	2,169人	2,186人	2,184人
地域移行者数(累計)	57人	8人	15人

※1 地域生活への移行とは、「障害者支援施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、一般住宅に移すこと」です。

※2 東京都民が入所することを目的として設置された障害者支援施設（以下「都民施設」という。）については、東京都の障害福祉計画に盛り込まれるため、本県の目標値からは除きます。

※3 目標の設定に当たっては、平成22年改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等に入所していた者（18歳以上のものに限る。）であって、障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該指定知的障害児施設等に引き続き入所しているもの（継続入所者）の数を除いて設定します。

重度者とは障害支援区分5、6の利用者であり、全国の重度者の割合が79.9%であるのに対し、栃木県の重度者の割合は87.0%となっています。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町などとの重層的な連携による支援体制を構築します。
- 長期（慢性期）入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、地域生活への移行が可能であることから、令和5（2023）年度末の精神病床における入院患者数、入院後の退院率及び、退院後1年以内の地域における生活日数の平均（地域平均生活日数）の目標を次のとおり設定します。
- 本目標の達成に向けて、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）のための体制強化や精神障害者退院後支援等の推進を図ります。

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標】

項目	目標	考え方
1年以上長期入院患者数	2,422人	
65歳未満	959人	
65歳以上	1,463人	
入院後の退院率	3か月時点	69%
	6か月時点	86%
	1年時点	92%
地域平均生活日数	316日	国の基本指針に基づく

※ 保健医療計画と整合性を図り、設定します。

〈参考〉第5期計画における実績

	目標	平成30年度	令和元年度
長期在院患者数（65歳未満）	1,291人	1,296人	1,291人
長期在院患者数（65歳以上）	1,738人	1,718人	1,692人

3 地域生活支援拠点等の体制整備

- 入所・入院中の障害者が地域に移行する場合のグループホームの体験利用や、自宅で生活する障害者の介護者の入院等に伴う緊急的な短期入所の利用のニーズが高まっています。
- このため、令和5（2023）年度末までに地域移行・地域定着に特化した相談支援やサービス利用調整を行う仕組みとともに、本県の各地域において必要とされる機能を持つ体制を整備します。
- 本県では、日光市、小山市は、新たに施設を整備し、併せて拠点として必要な機能を集約する多機能拠点整備型で、足利市、栃木市、鹿沼市、真岡市、大田原市、下野市、芳賀郡（益子町、茂木町、市貝町、芳賀町）、野木町、那須町は、複数の施設や事業所が連携して拠点の各機能を分担する面的整備型で、佐野市は多機能拠点整備型と面的整備型の複合型で体制を整備し、15市町で地域生活支援拠点等の体制が整備されています。

【地域生活支援拠点等として必要な主な機能】

- ◇ 地域移行・地域定着を専門とする相談支援
- ◇ グループホームの体験利用
- ◇ 地域生活者の必要に応じた短期入所受入
- ◇ 専門的な人材の確保・養成
- ◇ 地域の体制づくり

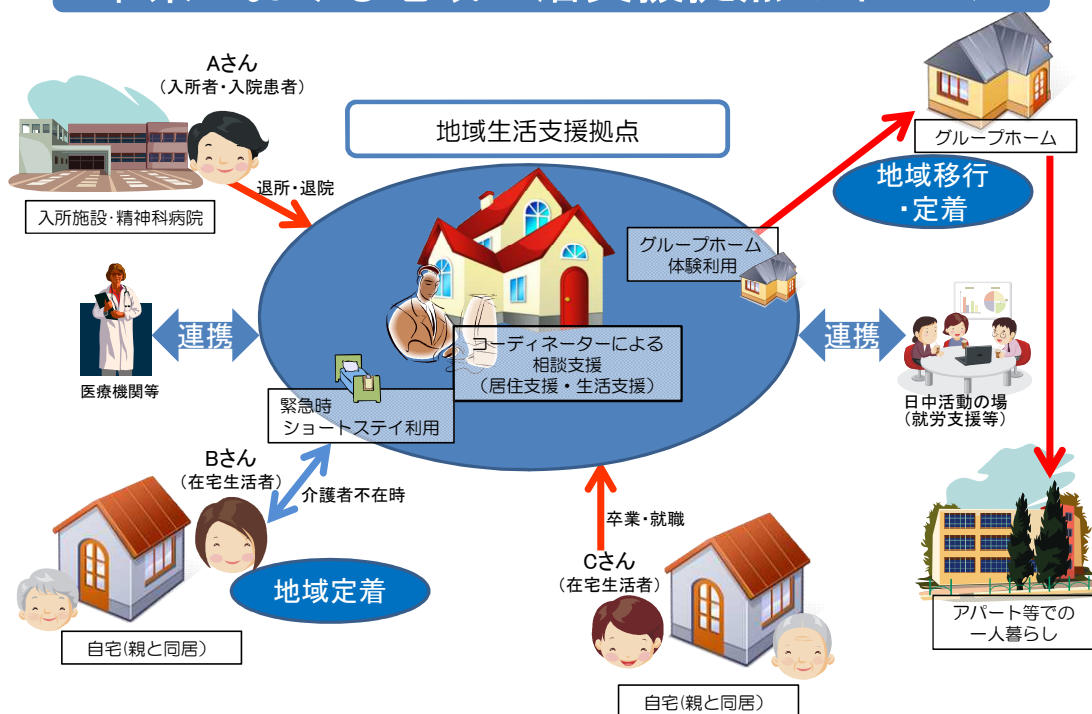
【地域生活支援拠点等の体制整備に関する目標】

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等体制整備市町数	25	市町村の区域を基本とし、少なくとも1つの地域生活支援拠点等の体制を整備。ただし、地域の実情に応じ複数市町による共同実施も可能。

〈参考〉第5期計画における実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域生活支援拠点等体制整備済市町数	11	12	15

本県における地域生活支援拠点のイメージ



4 福祉施設から一般就労への移行等

- 就労移行支援事業等を通じて、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進め、令和5(2023)年度末の目標を次のとおり設定します。
- 本目標の達成に向けて、就業面及び生活面の一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターの機能が効果的に発揮できるよう、障害者就業・生活支援センター等担当者連絡会議を活用するなど、福祉、産業、労働、教育機関との連携を強化します。
- 障害者就労支援事業所等の職員を対象とした研修事業を実施し、就労支援の技術向上を図り、一般就労への移行者数の増加及び職場定着率の向上を促進します。
- また、一般就労が困難な障害者が障害特性に応じた働き方を選択し、経済的に自立した生活を送れるよう、福祉的就労の工賃向上を図ります。

【福祉施設から一般就労への移行等に関する目標】

項目	数値	考え方
一般就労への移行者数	254人	R元実績200人の1.27倍
就労移行支援事業	117人	R元実績90人の1.30倍
就労継続支援A型事業	98人	R元実績78人の1.26倍
就労継続支援B型事業	39人	R元実績32人の1.23倍
一般就労移行者のうち就労定着支援事業を利用した者	7割以上	
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所	全体の7割以上	

〈目標設定の考え方〉

- ・ 障害者の福祉施設から一般就労への移行を促進する観点から、全国的な状況を踏まえた国の基本指針に準じて目標を設定しています。

〈参考〉第5期計画における実績

項目	目標	平成30年度	令和元年度
一般就労移行者数	312人	228人	200人
就労移行支援事業の利用者数	6,733人	4,591人	4,047人
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所	全体の5割以上	33.3%	27.3%
就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率	80%以上	83.4%	77.7%

* 目標を達成するために必要な項目別の活動指標

項目	数値	考え方
障害者に対する職業訓練の受講	13人	R元年度実績 11人×1.27倍
福祉施設から公共職業安定所への誘導	422人	R元年度実績 333人×1.27倍
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導	166人	R元年度実績 131人×1.27倍
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援	149人	R元年度実績 118人×1.27倍

※ 活動指標については、一般就労への移行者数の目標の考え方を準用します。

5 障害児支援の提供体制の整備等

- 障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要です。
- このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、地域支援体制の構築を図ります。
- また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。
- さらに、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進します。
- 加えて、障害児に対する障害児通所支援や障害児入所支援から、障害者に対する障害福祉サービスへの円滑な支援の移行が図られるよう、地域支援の体制づくりを進めます。

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

- 障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、令和5（2023）年度末までに地域における支援体制を整備します。
- 本県では、児童発達支援センターは、4市（7施設）に設置されており、保育所等訪問支援は、13市町（19事業所）で提供されています。

【サービスの機能等】

- 児童発達支援センターは、主に未就学の障害児又はその可能性のある子どもに対し、個々の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じた発達上の課題を達成させていくための本人への発達支援を行うほか、地域の障害児、その家族又は当該障害児が通う保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他必要な援助を行う地域における中核的な機関です。
- 保育所等訪問支援は、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等障害児が集団生活を営む施設を保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うものです。

【児童発達支援センターとして想定される主な機能】

- ◇ 身近な地域における通所支援機能としての児童発達支援
- ◇ 保育所等訪問支援の実施
- ◇ 障害児相談支援の実施
- ◇ 地域生活支援事業における巡回支援専門員整備、障害児等療育支援事業

【児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の体制確保の目標】

項目	数値	考え方
児童発達支援センター確保市町数	25	各市町に少なくとも1か所以上確保 地域の実情に応じ圏域での体制確保も可能
保育所等訪問支援の利用体制確保市町数	25	各市町に少なくとも1か所以上確保

〈児童発達支援センター確保の考え方〉

地域における社会資源の不足、既存の類似施設など様々要因から児童発達支援センターの確保が難しい地域においては、障害児やその家族からのニーズに応じて、児童発達支援センターと同等の地域における中核的な支援機能を有する体制を確保することが求められます。

(2) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

- 児童発達支援センターや聾学校等と連携した、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進め、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ります。
- 本県における難聴児支援体制については、母子保健部局において新生児聴覚検査及びフォロー体制を整備し、聾学校において聴覚障害児支援のセンター的機関を担っています。また、障害福祉部局において療育を含めた障害福祉サービス体制の充実を図っています。

【難聴児支援のための中核的機能を有する体制として想定される主な機能】

- ◇ 新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備（協議会の設置）
- ◇ 新生児聴覚検査から療育までを円滑に実施するための手引書作成
- ◇ 相談支援及び家族支援

【難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築の目標】

目標
児童発達支援センター、聾学校等の連携強化を図り、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する。 保育、保健医療、教育等の関係機関との連携した、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図る。

〈目標設定の考え方〉

国の基本指針に即して目標を設定し、関係機関が連携し、充実した支援体制を整備していく。

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

- 重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービスを受けられるように、令和5（2023）年度末までに地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。
- 本県では、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は、5圏域5市に設置されており、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は、6圏域6市に設置されています。

【サービスの機能等】

- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の重症心身障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な訓練を行います。
- 重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は、学校に就学している重症心身障害児に対し、授業の終了後又は学校の休業日において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保の目標】

項目	数値	考え方
児童発達支援事業所確保市町数	25	各市町に少なくとも1か所以上確保 地域の実情に応じて圏域単位で協議し、必要な体制の確保も可能
放課後等デイサービス事業所確保市町数	25	各市町に少なくとも1か所以上確保 地域の実情に応じて圏域単位で協議し、必要な体制の確保も可能

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

- 医療的ケアが必要な障害児（以下「医療的ケア児」という。）に適切な支援を行うためには、保健、医療、福祉、教育など関係機関の連携が重要です。そのため、令和5（2023）年度末の目標を次のとおり設定します。
- 本県では、平成28（2016）年10月に栃木県自立支援協議会医療的ケア児支援検討部会を設置し、医療的ケア児とその家族が地域で健やかに安心して暮らすことができるよう施策の方向性等を検討しています。また、5圏域23市町において、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場が設置されています。
- さらに、平成30（2018）年度から医療的ケア児等コーディネーター養成研修を開始し、医療的ケア児等のライフステージに応じた切れ目のない支援を適切に行える人材の養成を実施しています。

【医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーター配置に関する目標】

項目	数値	考え方
協議の場の設置	圏域	6 全圏域に設置
	市町	25 全市町に設置 市町単独での設置が困難な場合は、圏域での設置も可能
コーディネーターの配置	県	1 県に配置
	市町	25 全市町に必要な人数を配置

〈目標設定の考え方〉

国の基本指針に即して目標を設定し、引き続き、協議の場の設置促進、コーディネーター養成研修の実施により支援体制の充実を図ります。

6 相談支援体制の充実・強化等

- 相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までの目標を次のとおり設定します。
- 本県では、相談支援専門員の養成、質の向上のための研修を実施し、地域の相談支援体制の充実・強化を図ってきたところです。
- また、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務等を行う基幹相談支援センターの設置を促進してきたところであり、11か所（10市町が単独で、芳賀郡の4町が共同設置）の基幹相談支援センターが整備されたところです。

【目標に向けた取組】

- ◇ 基幹相談支援センターの設置促進
- ◇ 相談支援専門員の養成・質の向上のための研修の実施
- ◇ 圏域調整会議等を活用した市町間の連携・情報交換の促進

【相談支援体制の充実・強化等の目標】

目標
各市町又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

〈目標設定の考え方〉

国の基本指針に即して目標を設定し、引き続き、基幹相談支援センターを設置していない市町に対し、助言や情報提供等を行い、設置促進を図ります。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 利用者が必要とする障害福祉サービス等の提供が行われるよう、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を令和5（2023）年度末までに次のとおり構築します。

【障害福祉サービス等の質を向上させるための取組】

- ◇ 県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施
- ◇ 指導監査結果を市町と共有する体制の構築
- ◇ 構築した体制での共有回数（年1回を活動指標とする。）

【障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の目標】

目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

〈目標設定の考え方〉

国の基本指針に即して目標を設定し、県として障害福祉サービス等の質の向上のために実施すべき事項に取り組みます。

Ⅱ 各年度における指定障害福祉サービス等、指定通所支援等及び指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

(月間量)

サービス名等			単位	3年度	4年度	5年度
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	利用量	時間	56,234	58,688	61,459
		利用者数	人	3,100	3,248	3,400
日中活動系	福祉型短期入所	利用量	人日	5,958	6,159	6,399
		利用者数	人	736	776	824
	短期入所（強化）	利用量	人日	421	436	446
		利用者数	人	54	57	59
	医療型短期入所	利用量	人日	234	255	263
		利用者数	人	48	53	55
	療養介護	利用者数	人	267	274	278
	生活介護	利用量	人日	97,279	99,842	102,453
利用者数		人	5,022	5,150	5,282	
施設系	施設入所支援	利用者数	人	2,102	2,098	2,089
支援系 居住	自立生活援助	利用者数	人	21	28	35
	共同生活援助（グループホーム）	利用量	人	2,410	2,536	2,670
訓練系・就労系	自立訓練（機能訓練）	利用量	人日	473	504	546
		利用者数	人	29	31	34
	自立訓練（生活訓練）	利用量	人日	2,869	3,100	3,229
		利用者数	人	149	159	165
	就労移行支援	利用量	人日	6,621	6,943	7,302
		利用者数	人	398	406	420
	就労継続支援（A型）	利用量	人日	30,931	33,775	36,857
		利用者数	人	1,606	1,760	1,925
就労継続支援（B型）	利用量	人日	72,699	75,783	78,993	
	利用者数	人	4,026	4,204	4,390	
就労定着支援	利用者数	人	144	171	200	
障害児通所系	児童発達支援	利用量	人日	15,340	16,602	17,603
		利用者数	人	2,138	2,277	2,392
	医療型児童発達支援	利用量	人日	278	295	311
		利用者数	人	35	37	41
放課後等デイサービス	利用量	人日	51,471	55,042	58,416	
	利用者数	人	4,211	4,500	4,762	
障害児訪問系	居宅訪問型児童発達支援	利用量	人日	93	102	134
		利用者数	人	19	21	30
	保育所等訪問支援	利用量	人日	183	201	231
		利用者数	人	97	110	128
入所系 障害児	福祉型障害児入所施設	利用者数	人	70	70	70
	医療型障害児入所施設	利用者数	人	408	408	408
相談支援系	計画相談支援	利用者数	人	3,391	3,632	3,892
	障害児相談支援	利用者数	人	1,200	1,326	1,471
	地域移行支援	利用者数	人	41	53	65
	地域定着支援	利用者数	人	60	74	86

市町別内訳

(月間量)

圏域名	市町名	単位	訪 問 系			日 中 活 動 系								
			居宅介護、重度訪問介護、同行援護、 行動援護、重度障害者等包括支援			福祉型短期入所			福祉型短期入所 (強化)			医療型短期入所		
			3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度
			時間	時間	時間	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日
宇都宮	宇都宮市	利用量	27,236	28,404	29,672	1,145	1,145	1,145	0	0	0	50	50	50
		利用者数 人	1,046	1,104	1,168	134	134	134	0	0	0	10	10	10
西	鹿沼市	利用量	2,430	2,490	2,500	450	455	460	70	75	80	20	20	20
		利用者数 人	136	141	141	45	46	47	4	5	6	3	3	3
西	日光市	利用量	1,434	1,459	1,484	444	456	468	85	90	95	2	2	2
		利用者数 人	169	172	175	37	38	39	17	18	19	1	1	1
東	真岡市	利用量	600	630	660	135	140	145	0	0	0	0	0	0
		利用者数 人	63	66	69	30	35	40	0	0	0	0	0	0
	益子町	利用量	261	278	295	90	90	90	30	30	30	0	0	0
		利用者数 人	32	34	36	10	10	10	2	2	2	0	0	0
	茂木町	利用量	172	182	204	70	80	100	14	14	14	0	0	0
		利用者数 人	26	26	29	5	5	7	1	1	1	0	0	0
市貝町	利用量	69	72	75	28	28	28	0	0	0	6	6	6	
	利用者数 人	15	16	17	2	2	2	0	0	0	1	1	1	
芳賀町	利用量	550	590	630	65	70	75	0	0	0	0	0	0	
	利用者数 人	24	26	28	5	6	7	0	0	0	0	0	0	
南	栃木市	利用量	3,934	3,972	4,038	359	368	377	26	26	26	2	3	4
		利用者数 人	281	284	288	52	55	58	3	3	3	1	2	2
	小山市	利用量	4,145	4,427	4,709	226	241	259	95	100	100	14	17	17
		利用者数 人	179	183	187	36	38	41	15	16	16	4	5	5
	下野市	利用量	2,196	2,325	2,687	84	91	99	0	0	0	13	18	18
		利用者数 人	102	105	110	14	15	17	0	0	0	2	3	3
上三川町	利用量	403	432	462	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	利用者数 人	82	88	94	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
壬生町	利用量	1,350	1,350	1,350	100	100	100	0	0	0	0	0	0	
	利用者数 人	45	45	45	10	10	10	0	0	0	0	0	0	
野木町	利用量	368	397	410	51	51	56	0	0	0	4	4	4	
	利用者数 人	28	31	32	10	10	11	0	0	0	2	2	2	
北	大田原市	利用量	763	785	807	550	560	570	4	4	4	10	10	10
		利用者数 人	90	93	96	55	56	57	1	1	1	1	1	1
	矢板市	利用量	582	601	621	128	129	130	22	22	22	5	5	5
		利用者数 人	32	34	36	14	15	16	2	2	2	1	1	1
	那須塩原市	利用量	2,964	3,264	3,588	825	899	979	0	0	0	6	6	6
		利用者数 人	247	272	299	134	149	166	0	0	0	1	1	1
さくら市	利用量	405	415	425	100	100	100	10	10	10	0	0	0	
	利用者数 人	24	26	28	6	6	6	1	1	1	0	0	0	
那須烏山市	利用量	296	307	319	52	64	80	0	0	0	0	0	0	
	利用者数 人	31	32	33	13	16	20	0	0	0	0	0	0	
塩谷町	利用量	140	153	163	48	51	54	7	7	7	2	2	2	
	利用者数 人	11	14	16	5	6	7	2	2	2	1	1	1	
高根沢町	利用量	530	570	594	88	96	104	18	18	18	0	5	5	
	利用者数 人	28	31	32	11	12	13	2	2	2	0	1	1	
那須町	利用量	492	509	528	370	375	380	0	0	0	10	12	14	
	利用者数 人	46	50	54	40	41	42	0	0	0	1	1	2	
那珂川町	利用量	310	330	350	90	100	120	0	0	0	10	10	10	
	利用者数 人	38	41	44	17	19	21	0	0	0	1	1	1	
両毛	足利市	利用量	1,654	1,726	1,798	250	260	270	0	0	0	60	65	70
		利用者数 人	97	101	105	25	26	27	0	0	0	12	13	14
両毛	佐野市	利用量	2,950	3,020	3,090	210	210	210	40	40	40	20	20	20
		利用者数 人	228	233	238	26	26	26	4	4	4	6	6	6
合計	合計	利用量	56,234	58,688	61,459	5,958	6,159	6,399	421	436	446	234	255	263
		利用者数 人	3,100	3,248	3,400	736	776	824	54	57	59	48	53	55

宇都宮	利用量	27,236	28,404	29,672	1,145	1,145	1,145	0	0	0	50	50	50
	利用者数 人	1,046	1,104	1,168	134	134	134	0	0	0	10	10	10
西	利用量	3,864	3,949	3,984	894	911	928	155	165	175	22	22	22
	利用者数 人	305	313	316	82	84	86	21	23	25	4	4	4
東	利用量	1,652	1,752	1,864	388	408	438	44	44	44	6	6	6
	利用者数 人	160	168	179	52	58	66	3	3	3	1	1	1
南	利用量	12,396	12,903	13,656	820	851	891	121	126	126	33	42	43
	利用者数 人	717	736	756	122	128	137	18	19	19	9	12	12
北	利用量	6,482	6,934	7,395	2,251	2,374	2,517	61	61	61	43	50	52
	利用者数 人	547	593	638	295	320	348	8	8	8	6	7	8
両毛	利用量	4,604	4,746	4,888	460	470	480	40	40	40	80	85	90
	利用者数 人	325	334	343	51	52	53	4	4	4	18	19	20

市町別内訳

(月間量)

圏域名	市町名	単位	日中活動系						施設系			居住支援		
			療養介護			生活介護			施設入所支援			自立生活援助		
			3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度
						人日	人日	人日						
宇都宮	宇都宮市	利用量				23,032	23,725	24,439						
		利用者数 人	52	52	52	1,129	1,163	1,198	385	385	385	3	4	5
西	鹿沼市	利用量				6,500	6,550	6,600						
		利用者数 人	13	13	13	335	340	345	157	154	152	1	1	1
西	日光市	利用量				4,760	4,780	4,800						
		利用者数 人	14	14	14	246	250	254	114	112	110	0	0	0
東	真岡市	利用量				3,268	3,306	3,344						
		利用者数 人	6	7	7	174	176	178	70	70	70	1	2	3
	益子町	利用量				1,634	1,653	1,672						
		利用者数 人	4	4	4	86	87	88	36	36	35	2	3	4
	茂木町	利用量				950	1,000	1,040						
		利用者数 人	4	4	4	50	50	52	29	29	30	0	0	0
市貝町	利用量				470	470	470							
	利用者数 人	0	0	0	25	25	25	7	7	6	0	0	1	
芳賀町	利用量				758	788	819							
	利用者数 人	6	6	6	39	41	43	19	19	18	1	1	1	
南	栃木市	利用量				9,713	9,989	10,245						
		利用者数 人	24	25	25	493	507	520	201	201	201	0	0	0
	小山市	利用量				6,783	6,878	6,973						
		利用者数 人	20	21	22	357	362	367	131	131	130	1	1	1
	下野市	利用量				2,963	3,115	3,274						
		利用者数 人	7	7	8	151	159	167	63	63	62	1	2	2
上三川町	利用量				1,590	1,701	1,820							
	利用者数 人	1	1	1	79	84	90	33	36	38	0	0	0	
壬生町	利用量				2,300	2,300	2,300							
	利用者数 人	4	4	4	100	100	100	48	48	48	2	2	2	
野木町	利用量				1,371	1,413	1,455							
	利用者数 人	2	2	2	66	68	70	28	28	28	1	1	1	
北	大田原市	利用量				4,000	4,100	4,200						
		利用者数 人	5	5	5	220	222	224	103	101	100	2	4	6
	矢板市	利用量				1,713	1,798	1,887						
		利用者数 人	4	4	4	85	88	91	36	36	35	1	1	1
	那須塩原市	利用量				5,941	6,330	6,744						
		利用者数 人	19	21	22	309	329	350	112	111	111	1	1	1
	さくら市	利用量				1,830	1,920	2,020						
		利用者数 人	2	2	2	90	92	95	59	59	58	0	0	0
	那須烏山市	利用量				1,228	1,281	1,336						
		利用者数 人	9	9	9	68	71	73	35	36	36	0	0	0
	塩谷町	利用量				925	965	1,005						
		利用者数 人	1	1	1	47	49	51	19	19	19	0	0	0
高根沢町	利用量				1,300	1,320	1,340							
	利用者数 人	2	3	3	65	66	67	35	35	35	0	0	0	
那須町	利用量				1,180	1,190	1,200							
	利用者数 人	3	3	3	101	103	105	40	42	43	0	0	0	
那珂川町	利用量				900	920	940							
	利用者数 人	4	4	4	47	48	49	23	23	23	1	1	1	
両毛	足利市	利用量				8,200	8,300	8,400						
		利用者数 人	37	38	39	385	390	395	161	160	160	1	2	3
佐野市	利用量				3,970	4,050	4,130							
	利用者数 人	24	24	24	275	280	285	158	157	156	2	2	2	
合計	利用量				97,279	99,842	102,453							
	利用者数 人	267	274	278	5,022	5,150	5,282	2,099	2,093	2,082	21	28	35	

宇都宮	利用量				23,032	23,725	24,439						
	利用者数 人	52	52	52	1,129	1,163	1,198	382	380	378	3	3	3
西	利用量				11,260	11,330	11,400						
	利用者数 人	27	27	27	581	590	599	271	266	262	1	1	1
東	利用量				7,080	7,217	7,345						
	利用者数 人	20	21	21	374	379	386	161	161	159	4	6	9
南	利用量				24,720	25,396	26,067						
	利用者数 人	58	60	62	1,246	1,280	1,314	504	507	507	5	6	6
北	利用量				19,017	19,824	20,672						
	利用者数 人	49	52	53	1,032	1,068	1,105	462	462	460	5	7	9
両毛	利用量				12,170	12,350	12,530						
	利用者数 人	61	62	63	660	670	680	319	317	316	3	4	5

市町別内訳

(月間量)

圏域名	市町名	単位	居住支援			訓練系・就労系								
			共同生活援助			自立訓練(機能訓練)			自立訓練(生活訓練)と 宿泊型自立訓練の計			就労移行支援と就労移行 支援(養成施設)の計		
			3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度
			人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日		
宇都宮	宇都宮市	利用量				104	104	104	727	727	727	1,964	2,038	2,113
		利用者数 人	613	661	713	6	6	6	35	35	35	105	109	113
西	鹿沼市	利用量				30	30	30	50	60	70	250	300	350
		利用者数 人	85	87	89	2	2	2	3	4	5	14	15	16
東	日光市	利用量				7	7	7	180	225	270	240	260	280
		利用者数 人	150	153	156	1	1	1	7	9	11	12	13	14
東	真岡市	利用量				10	10	10	22	22	22	233	248	263
		利用者数 人	80	85	90	1	1	1	1	1	1	13	14	15
東	益子町	利用量				20	20	20	37	37	37	20	40	40
		利用者数 人	42	44	45	1	1	1	2	2	2	1	2	2
東	茂木町	利用量				0	0	20	0	0	0	15	20	30
		利用者数 人	28	29	30	0	0	1	0	0	0	1	1	2
東	市貝町	利用量				0	0	0	0	0	0	20	20	20
		利用者数 人	25	25	26	0	0	0	0	0	0	1	1	1
東	芳賀町	利用量				20	20	20	40	40	40	38	38	38
		利用者数 人	25	27	29	1	1	1	2	2	2	1	1	1
南	栃木市	利用量				0	0	12	154	171	188	260	270	299
		利用者数 人	231	248	266	0	0	1	9	10	11	14	15	17
南	小山市	利用量				24	24	24	360	360	360	374	391	408
		利用者数 人	155	162	169	2	2	2	18	18	18	23	24	25
南	下野市	利用量				16	24	32	80	90	91	112	128	144
		利用者数 人	53	55	57	2	3	4	5	6	6	7	8	9
南	上三川町	利用量				32	35	37	0	0	0	38	41	43
		利用者数 人	36	35	37	2	2	2	0	0	0	2	2	3
南	壬生町	利用量				23	23	23	69	69	69	207	230	253
		利用者数 人	70	75	80	1	1	1	3	3	3	9	10	11
南	野木町	利用量				12	12	12	58	72	86	105	122	139
		利用者数 人	33	34	35	1	1	1	3	4	5	7	8	9
北	大田原市	利用量				20	20	20	100	105	105	450	455	460
		利用者数 人	95	96	97	1	1	1	7	7	7	25	26	27
北	矢板市	利用量				21	21	21	21	42	42	137	137	137
		利用者数 人	35	39	44	1	1	1	1	2	2	6	6	6
北	那須塩原市	利用量				12	12	12	36	102	102	552	488	432
		利用者数 人	86	91	96	1	1	1	2	3	3	48	34	22
北	さくら市	利用量				20	40	40	75	75	75	250	250	250
		利用者数 人	37	38	39	1	2	2	7	7	7	14	14	14
北	那須烏山市	利用量				20	20	20	17	17	17	68	68	68
		利用者数 人	55	58	60	1	1	1	1	1	1	4	4	4
北	塩谷町	利用量				0	0	0	20	20	20	60	60	75
		利用者数 人	14	15	16	0	0	0	1	1	1	4	4	5
北	高根沢町	利用量				22	22	22	51	72	72	180	234	288
		利用者数 人	34	36	38	1	1	1	2	3	3	10	13	16
北	那須町	利用量				0	0	0	40	40	40	130	140	150
		利用者数 人	40	43	46	0	0	0	7	7	7	20	22	24
北	那珂川町	利用量				20	20	20	160	160	180	70	70	80
		利用者数 人	38	40	42	1	1	1	11	11	11	5	5	6
両毛	足利市	利用量				20	20	20	432	454	476	330	360	390
		利用者数 人	190	195	200	1	1	1	16	17	18	22	24	26
両毛	佐野市	利用量				20	20	20	140	140	140	518	535	552
		利用者数 人	160	165	170	1	1	1	6	6	6	30	31	32
合計		利用量				473	504	546	2,869	3,100	3,229	6,621	6,943	7,302
合計		利用者数 人	2,410	2,536	2,670	29	31	34	149	159	165	398	406	420

宇都宮	利用量				104	104	104	727	727	727	1,964	2,038	2,113
宇都宮	利用者数 人	613	661	713	6	6	6	35	35	35	105	109	113
西	利用量				37	37	37	230	285	340	490	560	630
西	利用者数 人	235	240	245	3	3	3	10	13	16	26	28	30
東	利用量				50	50	70	99	99	99	326	366	391
東	利用者数 人	200	210	220	3	3	4	5	5	5	17	19	21
南	利用量				107	118	140	721	762	794	1,096	1,182	1,286
南	利用者数 人	578	609	644	8	9	11	38	41	43	62	67	74
北	利用量				135	155	155	520	633	653	1,897	1,902	1,940
北	利用者数 人	434	456	478	7	8	8	39	42	42	136	128	124
両毛	利用量				40	40	40	572	594	616	848	895	942
両毛	利用者数 人	350	360	370	2	2	2	22	23	24	52	55	58

市町別内訳

(月間量)

圏域名	市町名	単位	訓練系・就労系									障害児通所系			
			就労継続支援(A型)			就労継続支援(B型)			就労定着支援			児童発達支援			
			3年度 人日	4年度 人日	5年度 人日	3年度 人日	4年度 人日	5年度 人日	3年度	4年度	5年度	3年度 人日	4年度 人日	5年度 人日	
宇都宮	宇都宮市	利用量	10,607	11,779	13,078	15,524	16,450	17,435					5,999	6,879	7,523
		利用者数 人	498	553	614	788	835	885	48	56	64		444	510	557
県西	鹿沼市	利用量	2,700	2,800	2,900	3,400	3,500	3,600					620	625	630
		利用者数 人	140	150	160	200	210	220	5	5	5		130	135	140
県西	日光市	利用量	1,260	1,422	1,584	2,700	3,000	3,300					270	276	282
		利用者数 人	70	79	88	180	200	220	3	4	5		90	92	94
県東	真岡市	利用量	935	1,020	1,105	3,060	3,145	3,230					830	855	864
		利用者数 人	55	60	65	170	175	180	3	4	5		106	109	110
県東	益子町	利用量	285	304	342	1,406	1,444	1,501					8	8	8
		利用者数 人	15	16	18	74	76	79	0	1	2		2	2	2
県東	茂木町	利用量	153	170	187	798	817	855					8	10	16
		利用者数 人	9	10	11	42	43	45	0	0	0		1	1	2
県東	市貝町	利用量	172	189	207	560	599	640					10	20	20
		利用者数 人	9	10	11	29	30	31	1	1	2		1	2	2
県東	芳賀町	利用量	77	77	77	800	820	840					10	12	13
		利用者数 人	5	5	5	43	44	45	1	1	1		3	4	6
県南	栃木市	利用量	1,761	1,939	2,137	8,645	9,068	9,491					900	911	917
		利用者数 人	89	98	108	470	493	516	4	6	7		163	165	166
県南	小山市	利用量	2,160	2,412	2,664	4,878	4,968	5,058					1,316	1,404	1,492
		利用者数 人	120	134	148	271	276	281	3	4	5		236	255	274
県南	下野市	利用量	796	854	916	1,997	2,003	2,008					420	440	450
		利用者数 人	41	43	45	116	119	121	3	3	4		105	110	112
県南	上三川町	利用量	703	752	804	1,023	1,094	1,171					155	165	177
		利用者数 人	35	38	40	55	59	63	3	3	3		26	28	30
県南	壬生町	利用量	920	960	1,000	1,786	1,862	1,938					267	272	280
		利用者数 人	46	48	50	94	98	102	3	3	3		33	34	35
県南	野木町	利用量	259	279	299	951	989	1,027					131	138	152
		利用者数 人	14	15	16	50	52	54	2	2	2		33	34	36
県北	大田原市	利用量	1,100	1,200	1,300	3,300	3,400	3,500					390	400	410
		利用者数 人	55	60	65	185	188	194	8	9	10		50	51	52
県北	矢板市	利用量	513	564	620	878	930	985					109	119	130
		利用者数 人	25	27	29	47	49	51	2	2	2		16	19	20
県北	那須塩原市	利用量	1,248	1,456	1,703	4,486	4,797	5,127					1,277	1,326	1,376
		利用者数 人	96	112	131	245	262	280	14	17	21		154	160	166
県北	さくら市	利用量	810	828	846	1,515	1,515	1,515					360	390	420
		利用者数 人	45	46	47	85	85	85	4	5	6		60	65	70
県北	那須烏山市	利用量	532	589	646	1,687	1,700	1,713					155	157	158
		利用者数 人	28	31	34	88	89	90	2	2	2		24	24	25
県北	塩谷町	利用量	100	100	120	370	410	450					46	66	86
		利用者数 人	5	5	6	20	22	24	1	1	1		5	7	9
県北	高根沢町	利用量	570	646	722	1,165	1,202	1,239					189	224	259
		利用者数 人	30	34	38	63	65	67	3	4	5		27	32	37
県北	那須町	利用量	90	100	110	700	720	740					90	95	100
		利用者数 人	10	12	14	56	59	62	2	2	3		9	11	13
県北	那珂川町	利用量	180	200	220	750	800	850					190	190	190
		利用者数 人	11	12	13	50	55	60	1	2	2		35	35	35
両毛	足利市	利用量	1,330	1,370	1,410	6,850	7,000	7,150					770	780	790
		利用者数 人	70	72	74	400	410	420	8	9	10		180	182	184
両毛	佐野市	利用量	1,670	1,765	1,860	3,470	3,550	3,630					820	840	860
		利用者数 人	85	90	95	205	210	215	20	25	30		205	210	215
合計		利用量	30,931	33,775	36,857	72,699	75,783	78,993					15,340	16,602	17,603
		利用者数 人	1,606	1,760	1,925	4,026	4,204	4,390	144	171	200		2,138	2,277	2,392

宇都宮	利用量	10,607	11,779	13,078	15,524	16,450	17,435					5,999	6,879	7,523
	利用者数 人	498	553	614	788	835	885	48	56	64		444	510	557
県西	利用量	3,960	4,222	4,484	6,100	6,500	6,900					890	901	912
	利用者数 人	210	229	248	380	410	440	8	9	10		220	227	234
県東	利用量	1,622	1,760	1,918	6,624	6,825	7,066					866	905	921
	利用者数 人	93	101	110	358	368	380	5	7	10		113	118	122
県南	利用量	6,599	7,196	7,820	19,280	19,984	20,693					3,189	3,330	3,468
	利用者数 人	345	376	407	1,056	1,097	1,137	18	21	24		596	626	653
県北	利用量	5,143	5,683	6,287	14,851	15,474	16,119					2,806	2,967	3,129
	利用者数 人	305	339	377	839	874	913	37	44	52		380	404	427
両毛	利用量	3,000	3,135	3,270	10,320	10,550	10,780					1,590	1,620	1,650
	利用者数 人	155	162	169	605	620	635	28	34	40		385	392	399

市町別内訳

(月間量)

圏域名	市町名	単位	障害児通所系									障害児訪問系		
			医療型児童発達支援			放課後等デイサービス			居宅訪問型児童発達支援			保育所等訪問支援		
			3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度
			人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日
宇都宮	宇都宮市	利用量	162	162	162	17,386	18,860	20,180	12	16	20	50	50	50
		利用者数 人	18	18	18	1,369	1,485	1,589	3	4	5	25	25	25
西	鹿沼市	利用量	20	20	20	2,800	2,900	3,000	2	2	2	8	8	8
		利用者数 人	2	2	2	200	210	210	1	1	1	3	3	3
西	日光市	利用量	5	5	5	1,500	1,550	1,600	0	0	0	1	2	3
		利用者数 人	1	1	1	150	155	160	0	0	0	1	2	3
東	真岡市	利用量	20	20	20	2,930	3,020	3,050	16	16	24	3	3	4
		利用者数 人	2	2	2	241	249	251	2	2	3	3	3	4
東	益子町	利用量	0	0	0	442	492	492	0	0	0	4	6	8
		利用者数 人	0	0	0	36	40	40	0	0	0	2	3	4
東	茂木町	利用量	0	0	0	8	15	25	0	0	5	0	0	4
		利用者数 人	0	0	0	2	3	5	0	0	1	0	0	1
東	市貝町	利用量	0	0	0	225	240	255	0	0	0	0	0	0
		利用者数 人	0	0	0	15	16	17	0	0	0	0	0	0
東	芳賀町	利用量	10	10	10	290	320	350	0	0	0	0	0	0
		利用者数 人	1	1	1	22	25	28	0	0	0	0	0	0
南	栃木市	利用量	5	5	10	2,850	2,906	2,976	0	0	1	1	2	3
		利用者数 人	1	1	2	203	207	212	0	0	1	1	2	3
南	小山市	利用量	2	2	2	4,157	4,481	4,804	1	1	1	1	1	1
		利用者数 人	1	1	1	312	327	342	2	2	2	1	1	1
南	下野市	利用量	3	3	6	1,600	1,700	1,750	3	3	6	1	2	3
		利用者数 人	1	1	2	160	170	175	1	1	3	1	2	3
南	上三川町	利用量	0	0	0	854	913	978	0	0	0	4	5	5
		利用者数 人	0	0	0	93	100	107	0	0	0	3	4	4
南	壬生町	利用量	5	5	5	910	938	966	5	5	5	1	1	1
		利用者数 人	1	1	1	65	67	69	1	1	1	2	2	2
南	野木町	利用量	8	8	8	293	328	368	4	4	4	2	3	3
		利用者数 人	1	1	1	27	28	29	1	1	1	2	3	3
北	大田原市	利用量	0	0	0	1,500	1,550	1,600	6	6	6	4	4	4
		利用者数 人	0	0	0	130	135	140	1	1	1	4	4	4
北	矢板市	利用量	0	0	0	764	840	924	0	0	0	4	4	8
		利用者数 人	0	0	0	55	60	66	0	0	0	1	1	2
北	那須塩原市	利用量	0	0	0	3,622	4,163	4,798	12	12	12	60	66	72
		利用者数 人	0	0	0	308	354	408	1	1	1	30	33	36
北	さくら市	利用量	12	24	24	1,300	1,500	1,700	0	0	0	6	8	11
		利用者数 人	1	2	2	120	140	160	0	0	0	6	8	11
北	那須烏山市	利用量	10	10	10	696	744	780	10	10	10	10	10	10
		利用者数 人	1	1	1	58	62	65	1	1	1	1	1	1
北	塩谷町	利用量	0	0	1	210	270	330	0	0	0	0	0	1
		利用者数 人	0	0	0	13	16	19	0	0	0	0	0	1
北	高根沢町	利用量	8	8	8	324	372	420	0	0	5	1	1	2
		利用者数 人	1	1	1	27	31	35	0	0	1	1	1	2
北	那須町	利用量	2	2	4	380	420	460	2	2	3	2	2	4
		利用者数 人	1	1	2	35	40	45	1	1	2	1	1	2
北	那珂川町	利用量	0	0	0	360	360	360	0	0	0	10	10	10
		利用者数 人	0	0	0	35	35	35	0	0	0	1	1	1
両毛	足利市	利用量	5	10	15	3,350	3,400	3,450	10	15	20	4	6	8
		利用者数 人	1	2	3	195	200	205	2	3	4	2	3	4
両毛	佐野市	利用量	1	1	1	2,720	2,760	2,800	10	10	10	6	7	8
		利用者数 人	1	1	1	340	345	350	2	2	2	6	7	8
合計	合計	利用量	278	295	311	51,474	55,042	58,416	93	102	134	183	201	231
		利用者数 人	35	37	41	4,211	4,500	4,762	19	21	30	97	110	128

宇都宮	利用量	162	162	162	17,389	18,860	20,180	12	16	20	50	50	50
宇都宮	利用者数 人	18	18	18	1,369	1,485	1,589	3	4	5	25	25	25
西	利用量	25	25	25	4,300	4,450	4,600	2	2	2	9	10	11
	利用者数 人	3	3	3	350	365	370	1	1	1	4	5	6
東	利用量	30	30	30	3,895	4,087	4,172	16	16	29	7	9	16
	利用者数 人	3	3	3	316	333	341	2	2	4	5	6	9
南	利用量	23	23	31	10,664	11,266	11,842	13	13	17	10	14	16
	利用者数 人	5	5	7	860	899	934	5	5	8	10	14	16
北	利用量	32	44	47	9,156	10,219	11,372	30	30	36	97	105	122
	利用者数 人	4	5	6	781	873	973	4	4	6	45	50	60
両毛	利用量	6	11	16	6,070	6,160	6,250	20	25	30	10	13	16
	利用者数 人	2	3	4	535	545	555	4	5	6	8	10	12

市町別内訳

(月間量)

圏域名	市町名	単位	相談支援系			相談支援系												医療的ケア児支援コーディネーターの配置人数		
			計画相談支援			障害児相談支援			地域移行支援			地域定着支援								
			3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度	3年度	4年度	5年度			
宇都宮	宇都宮市	利用量																		
		利用者数 人	820	886	957	175	227	295	2	3	4	5	7	9	0	0	1			
県西	鹿沼市	利用量																		
		利用者数 人	160	165	170	70	72	74	1	1	1	1	1	1	1	1	2			
県東	日光市	利用量																		
		利用者数 人	105	110	115	38	39	40	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
県東	真岡市	利用量																		
		利用者数 人	90	95	100	67	69	70	2	3	4	3	4	5	1	1	1			
県東	益子町	利用量																		
		利用者数 人	33	36	40	11	13	15	1	1	1	0	1	2	1	1	1			
県東	茂木町	利用量																		
		利用者数 人	10	11	11	1	1	1	1	1	1	0	0	0	1	2	2			
県東	市貝町	利用量																		
		利用者数 人	16	17	19	4	4	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
県東	芳賀町	利用量																		
		利用者数 人	93	94	95	26	30	35	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
県南	栃木市	利用量																		
		利用者数 人	401	458	523	102	106	110	1	1	1	15	15	15	1	1	1			
県南	小山市	利用量																		
		利用者数 人	250	260	270	147	158	169	2	3	4	2	3	4	1	1	1			
県南	下野市	利用量																		
		利用者数 人	111	130	151	36	38	40	4	6	8	3	4	4	0	0	1			
県南	上三川町	利用量																		
		利用者数 人	111	119	127	38	40	43	0	0	0	0	0	0	0	0	1			
県南	壬生町	利用量																		
		利用者数 人	65	65	65	30	30	30	2	2	2	1	1	1	1	1	1			
県南	野木町	利用量																		
		利用者数 人	35	40	45	16	18	20	4	5	6	4	5	6	1	1	1			
県北	大田原市	利用量																		
		利用者数 人	250	255	260	70	80	90	1	2	3	1	2	3	1	1	1			
県北	矢板市	利用量																		
		利用者数 人	45	49	53	18	19	20	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
県北	那須塩原市	利用量																		
		利用者数 人	71	76	82	34	36	39	6	8	11	6	9	12	2	2	2			
県北	さくら市	利用量																		
		利用者数 人	86	94	104	53	59	65	1	1	1	1	1	1	2	2	2			
県北	那須烏山市	利用量																		
		利用者数 人	44	47	50	17	18	20	1	1	1	1	1	1	1	1	2			
県北	塩谷町	利用量																		
		利用者数 人	96	104	112	18	23	28	0	0	0	0	0	0	0	1	1			
県北	高根沢町	利用量																		
		利用者数 人	47	52	57	19	23	27	2	3	3	3	4	4	3	4	5			
県北	那須町	利用量																		
		利用者数 人	40	45	50	10	11	12	0	0	0	1	1	1	1	1	1			
県北	那珂川町	利用量																		
		利用者数 人	45	50	55	12	12	12	1	1	1	4	4	4	1	1	1			
両毛	足利市	利用量																		
		利用者数 人	212	214	216	68	70	72	2	3	4	2	3	4	2	2	2			
両毛	佐野市	利用量																		
		利用者数 人	155	160	165	120	130	140	3	4	5	3	4	5	1	1	1			
合計	合計	利用量																		
		利用者数 人	3,391	3,632	3,892	1,200	1,326	1,471	41	53	65	60	74	86	27	30	32			

宇都宮	利用量																
	利用者数 人	820	886	957	175	227	295	2	3	4	5	7	9	1	1	1	
県西	利用量																
	利用者数 人	265	275	285	108	111	114	2	2	2	2	2	2	2	2	3	
県東	利用量																
	利用者数 人	242	253	265	109	117	125	6	7	8	5	7	9	5	6	6	
県南	利用量																
	利用者数 人	973	1,072	1,181	369	390	412	13	17	21	25	28	30	4	4	5	
県北	利用量																
	利用者数 人	724	772	823	251	281	313	13	17	21	18	23	27	12	14	14	
両毛	利用量																
	利用者数 人	367	374	381	188	200	212	5	7	9	5	7	9	3	3	3	

Ⅲ 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

1 指定障害者支援施設の必要入所定員総数

- 障害者の地域生活移行を進めながらも、施設入所支援を真に必要としている方のため、障害者支援施設の必要入所定員総数を次のとおり設定します。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者支援施設の入所定員	2,184	2,184	2,184

2 指定障害児入所施設等の必要入所定員総数

- 福祉型障害児入所施設について、18歳以上の障害者が入所する障害児施設において、障害児入所施設障害者を退所させることなく支援を継続することや入所児童の適切な処遇等を図るため、本県では平成30(2018)年度に福祉型障害児入所施設の一部を障害者支援施設に転換し、次のとおり定員を確保することとしました。
- 医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関については、療養介護を一体的に運営することにより、入所者の年齢や状態に応じた適切な日中活動を提供していくことを踏まえ、現状と同程度の定員を確保します。

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉型障害児入所施設の入所定員	70	70	70
障害児入所施設から転換した 障害者支援施設の入所定員 ※1	70	70	70
医療型障害児入所施設等の入所定員 ※2	408	408	408

※1 障害児入所施設から転換した障害者支援施設の入所定員については、計画の成果目標である「福祉施設の入所者の地域生活への移行」における施設入所者数の削減対象には含まれません。

※2 医療型障害児入所施設等については、一体的に運営する療養介護と合わせた定員です。

IV 栃木県の地域生活支援事業等の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施するものです。

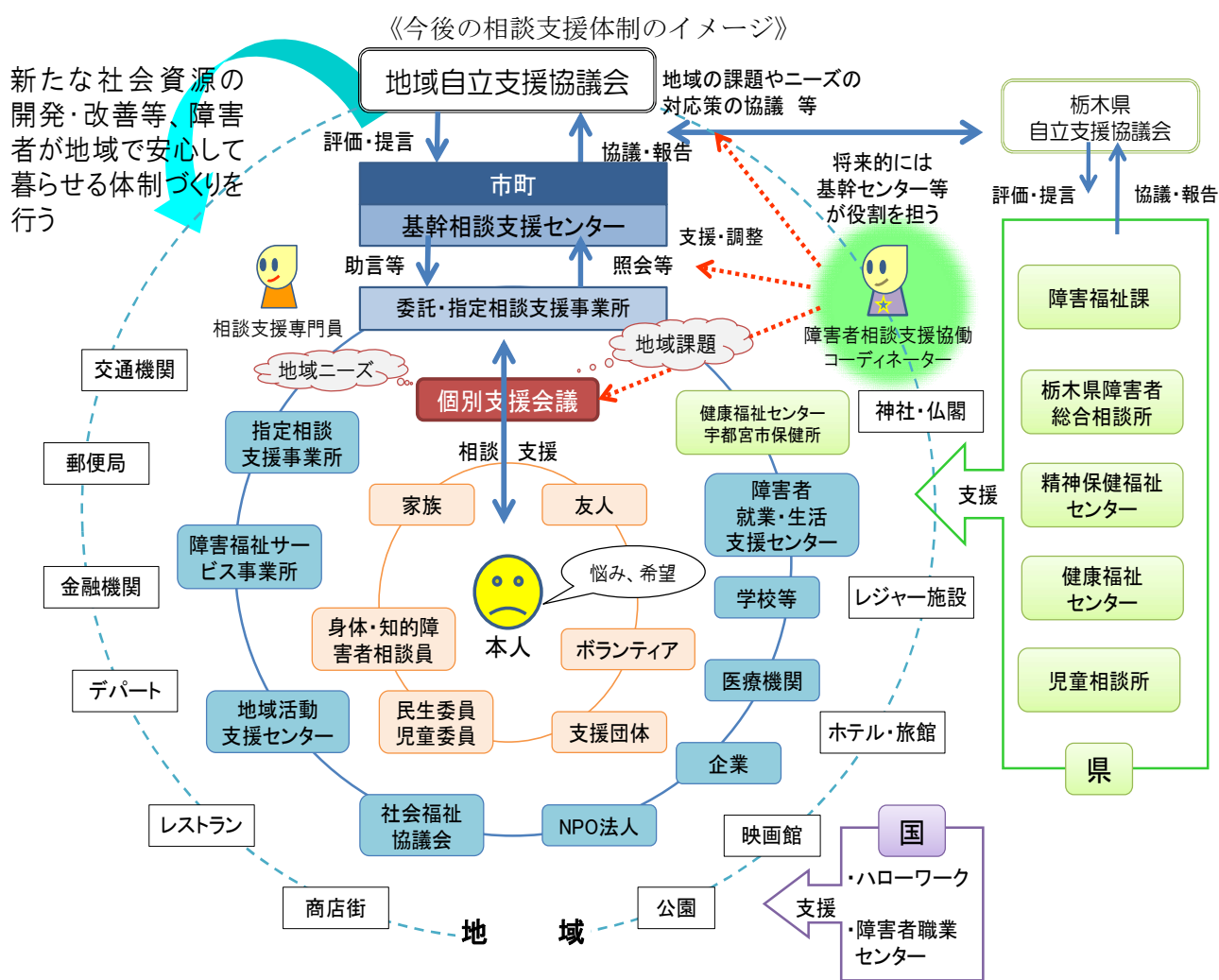
県では、特に専門性の高い相談支援事業や広域的な支援を必要とする事業を実施します。

【県が実施する地域生活支援事業一覧】

事業名		主な内容
必須事業	専門性の高い相談支援事業	発達障害や高次脳機能障害に係る支援事業
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者の養成及び派遣事業
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	
	広域的な支援事業	相談支援体制整備事業や精神障害者に係る支援事業
サービス・相談支援者、指導者育成事業		相談支援従事者研修事業等
任意事業	日常生活支援	オストメイト社会適応訓練や音声機能障害者発声訓練事業
	社会参加支援	視聴覚障害者情報センターに係る事業やレクリエーション活動等支援事業 等
	就業・就労支援	障害者就業・生活支援センター事業
必須事業	理解促進研修・啓発事業	障害者差別解消に係る理解促進事業 等
	意思疎通支援事業	意思疎通支援者の派遣に係る事業
特別支援事業		障害種別ごとの生活相談支援事業 等

1 障害者相談支援体制整備事業

- 障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域における相談支援体制の整備を推進するため、障害者相談支援協働コーディネーターを配置し、次の支援を行います。
 - ① 相談支援機関等に対するスーパーバイズ
 - ② 市町（自立支援）協議会運営への支援
 - ③ 地域の人材育成、ケアマネジメント技術の指導
 - ④ 県が行う相談支援関係事業との連携調整
 - ⑤ 相談支援ネットワークの構築に向けた総合的な調整 等
- また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置を促進するため、その設置方法や業務内容の例示、広域（複数市町）で設置する場合の市町間の調整等を行い、基幹相談支援センター設置後については、運営や取組状況を確認しながら、基幹相談支援センターとしての機能を充分発揮できるよう支援します。

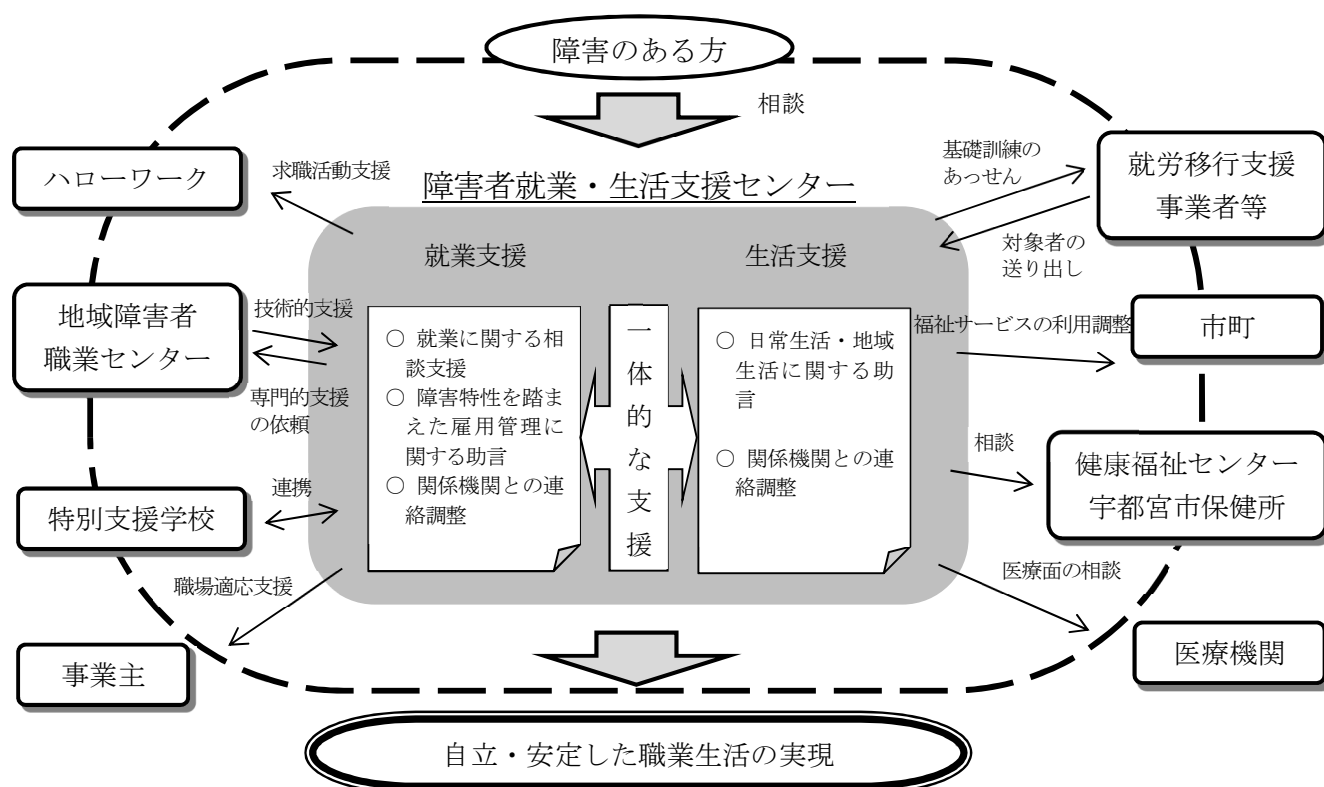


基幹相談支援センター設置数<見込件数>

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
設置数	14	18	22	令和2年度までの設置数 11か所（14市町）
設置市町数	17	21	25	

2 障害者就業・生活支援センター事業

- 各障害保健福祉圏域に設置した「障害者就業・生活支援センター」において、就職を希望する障害者や在職中の障害者、その家族からの相談、又は事業主からの相談に応じ、就業面・生活面の一体的な支援を行います。
- 障害者就業・生活支援センターでは、就職した職場に適応するための定着支援、安定して働き続けるための生活習慣づくりや金銭管理・健康管理等に関する支援など、職業生活全般にわたる支援を行います。
- さらに、身近な地域で、福祉、産業、労働及び教育機関と連携し、連絡調整を積極的に行いながら、障害者雇用の促進、安定を図ります。



障害者就業・生活支援センター事業〈見込件数〉

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
実利用見込み者数	3,983	4,177	4,371	支援対象者（登録者）数

〈参考〉第5期計画における実績

区分	平成30年度	令和元年度	備考
実利用者数	3,393	3,595	支援対象者（登録者）数

3 発達障害者支援センター運営事業等

- 発達障害者に対する支援を総合的に行う中核機関として、発達障害者支援センター「ふぉーゆう」（以下「ふぉーゆう」という。）を運営し、本人や家族等に対する相談支援、普及啓発、人材育成等を行うとともに、関係機関への支援を行います。
- 発達障害者等が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、発達障害者地域支援マネージャーを配置し、地域支援を強化するとともに、市町における一次相談窓口となる発達障害者相談支援サポーターを養成し、ふぉーゆう、発達障害者地域支援マネージャー、発達障害者相談支援サポーターの連携による重層的な支援体制を構築します。
- 発達障害者支援地域協議会を活用し、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係機関との連携を図るとともに、ライフステージを通じた切れ目のない支援体制を整備します。
- 発達障害者の家族等が互いに支え合うための活動等を支援するとともに、市町等における家族支援の取組の推進に努めます。

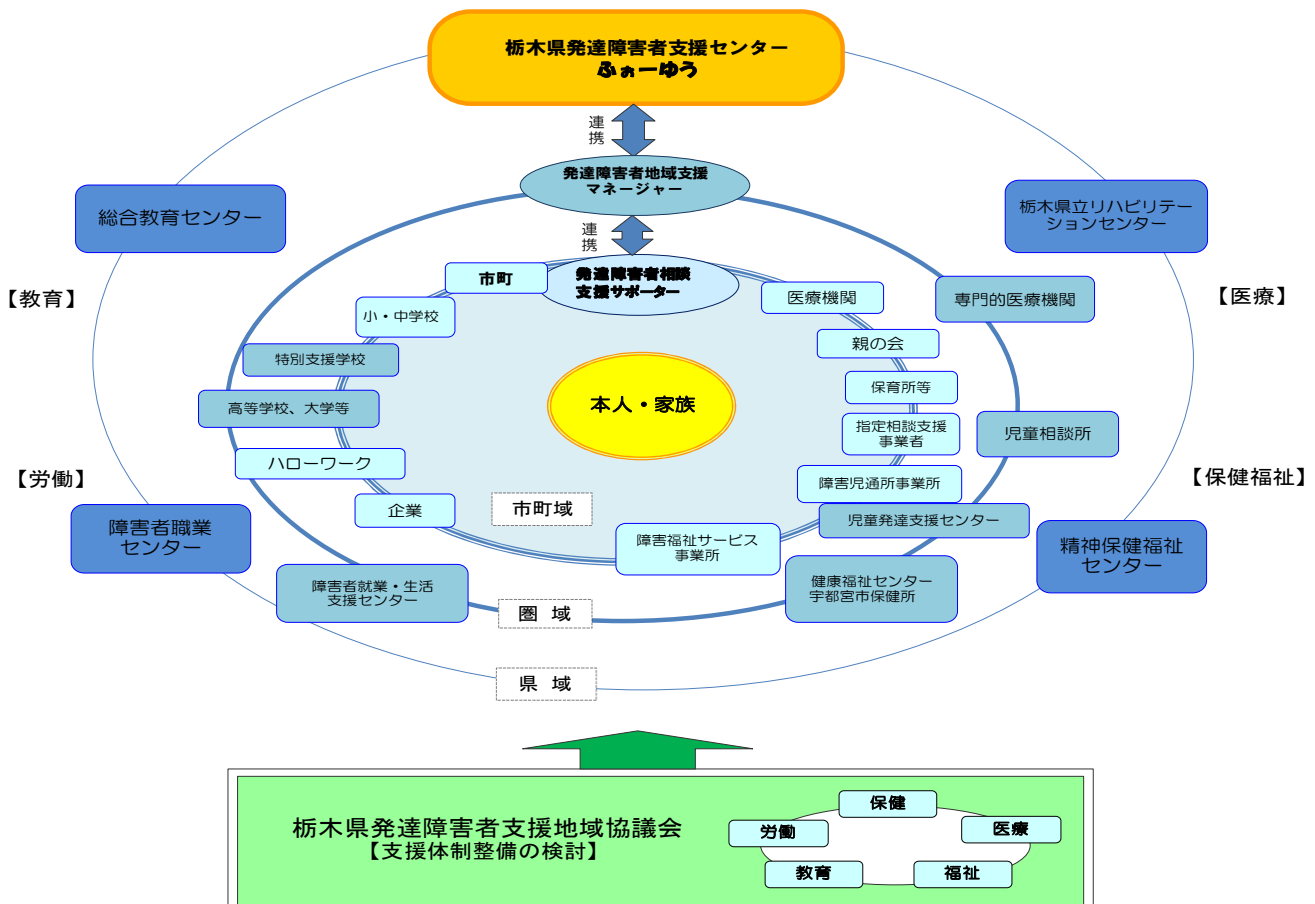
発達障害者支援センター運営事業等〈活動指標〉

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備 考
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーによる助言件数	90	100	110	関係機関における対応困難事例に対する専門的見地からの助言
研修型ペアレント・プログラムの受講機関数	26	29	32	市町や事業所等の受講機関数(累計)

〈参考〉第5期計画における実績

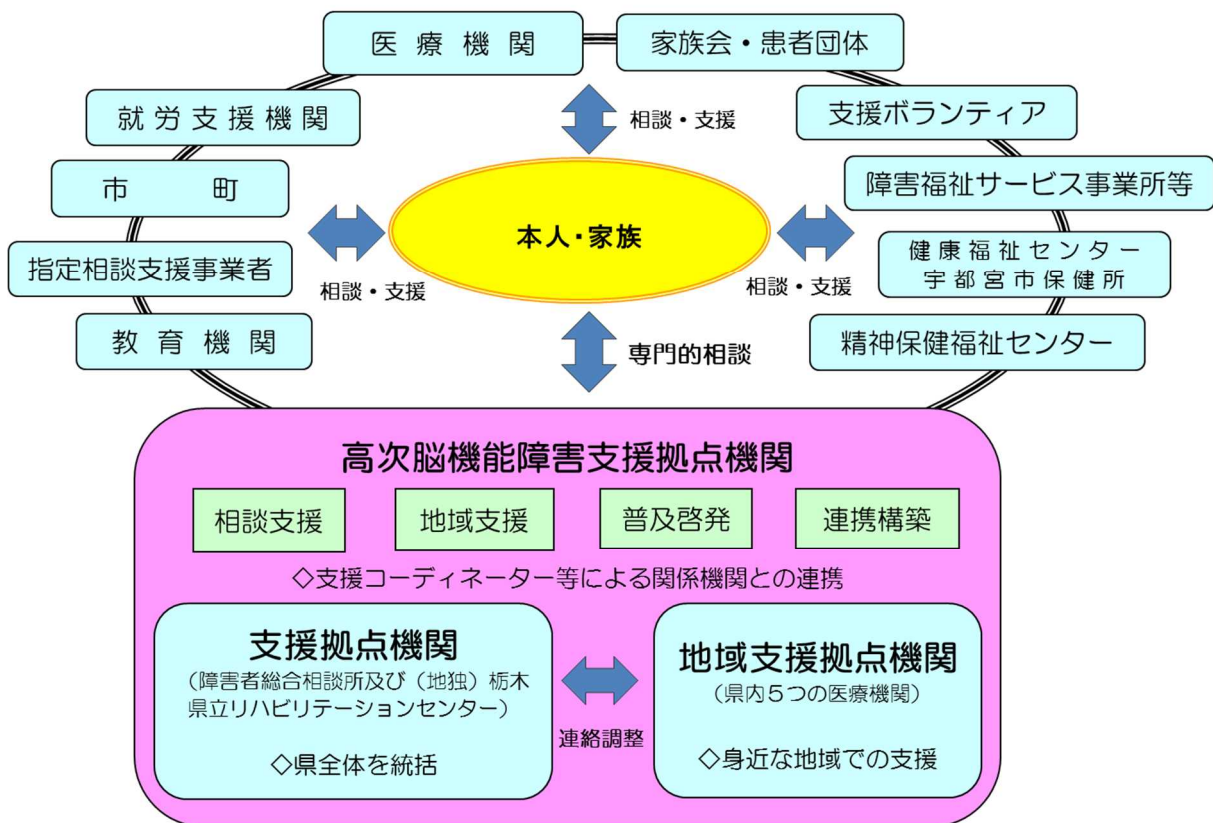
区 分	平成30年度	令和元年度	備 考
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーによる助言の実施機関数	66	64	関係機関における対応困難事例に対する専門的見地からの助言

【発達障害者支援体制のイメージ図】



4 高次脳機能障害支援普及事業

- 高次脳機能障害者やその家族が、身近な地域で適切な支援を受けることができる体制を強化するため、専門的な相談支援を行う高次脳機能障害支援拠点機関（障害者総合相談所及び（地独）栃木県立リハビリテーションセンター）と5つの地域支援拠点機関が連携し、保健、医療、福祉、労働等の関係機関による複数の支援ネットワークの構築を図ります。
- 障害福祉サービス事業等従事者や医療従事者等を対象に、障害特性を踏まえた支援を行うための研修を実施し、高次脳機能障害に対応できる障害福祉サービス事業所、地域活動支援センター、相談支援事業者、医療機関等の拡充を図ります。
- 高次脳機能障害の特性や支援のあり方について普及啓発を図るとともに、家族会等と連携して、ピアサポートの普及等に取り組みます。



高次脳機能障害支援普及事業〈見込件数〉

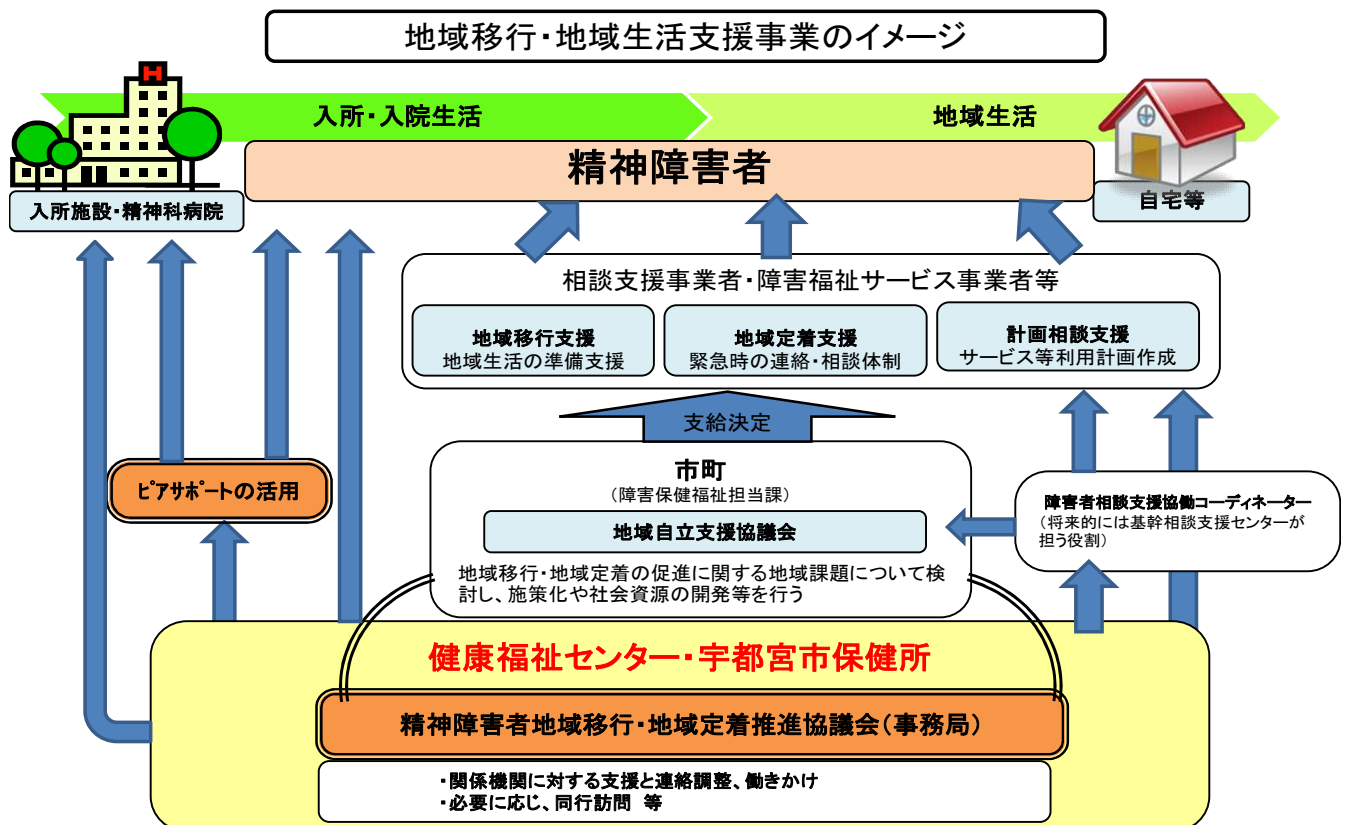
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
利用見込者数	977	1,007	1,037	高次脳機能障害支援拠点機関及び地域支援拠点機関の相談利用者延べ数

〈参考〉第5期計画における実績

区分	平成30年度	令和元年度	備考
利用者数	1,001	843	高次脳機能障害支援拠点機関の相談利用者延べ数

5 精神障害者地域移行・地域生活支援事業

- 精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしく暮らせるよう、保健・医療・福祉関係者等と連携のもと、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- また、障害福祉サービス等と併せて、ピアサポートの活用により、精神病床における長期入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進します。
 - ① 精神障害者地域移行・地域定着推進協議会
 - ・ 健康福祉センター、宇都宮市保健所が、精神科病院、その他の医療機関、地域援助事業所、ピアサポーター等で構成する精神障害者地域移行・地域定着推進協議会において、市町の（自立支援）協議会と連携し、地域の課題を共有した上で、管轄圏域の地域移行支援、地域定着支援及び地域包括ケアシステムの構築に係る体制整備を図ります。
 - ・ 精神障害者の地域移行・地域生活支援に携わる関係機関を対象に、専門的な支援技術を有する者の養成に取り組みます。
 - ② ピアサポーターの活動支援
 - ・ 精神障害者の視点を重視した支援を充実するとともに、精神障害者が自らの疾患や病状を正しく理解することを促すため、地域で生活する障害者自身が相談支援や啓発等を行うピアサポートの重要性を周知するとともに、その積極的な活用が図られるようピアサポーターの活動を支援します。
 - ③ 精神障害者退院後支援
 - ・ 措置入院者等の精神障害者が退院後に必要な医療等の包括的な支援を継続的かつ確実に受けられるようにするため、健康福祉センター、宇都宮市保健所が中心となり、関係機関と連携して、退院後支援計画に基づく支援を行います。



6 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣等事業

- 障害者が自立した生活を営むことができるよう、「とちぎ視聴覚障害者情報センター」や関係団体と連携しながら、専門性の高い意思疎通支援を行う者（手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者）を養成します。
- また、市町が実施する意思疎通支援事業を支援し、その活用を図るとともに、派遣業務に従事する者に対しフォローアップを行い、意思疎通支援の強化に取り組みます。
- 意思疎通支援者の派遣が円滑に行われる体制を整えます。

専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成事業

・手話通訳者養成事業<見込件数>

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備 考
養成講習【通訳Ⅰ～Ⅲ】 修了見込み者数	70	70	70	

・要約筆記者養成事業<見込件数>

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備 考
養成講習【手書き・PC】 修了見込み者数	20	20	20	

・盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業<見込件数>

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備 考
養成講習修了見込み者数	20	20	20	

失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業<見込件数>

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備 考
養成講習修了見込み者数	20	20	20	

<参考>第5期計画における実績

・手話通訳者養成事業

区 分	平成30年度	令和元年度	備 考
養成講習修了者数	68	45	

・要約筆記者養成事業

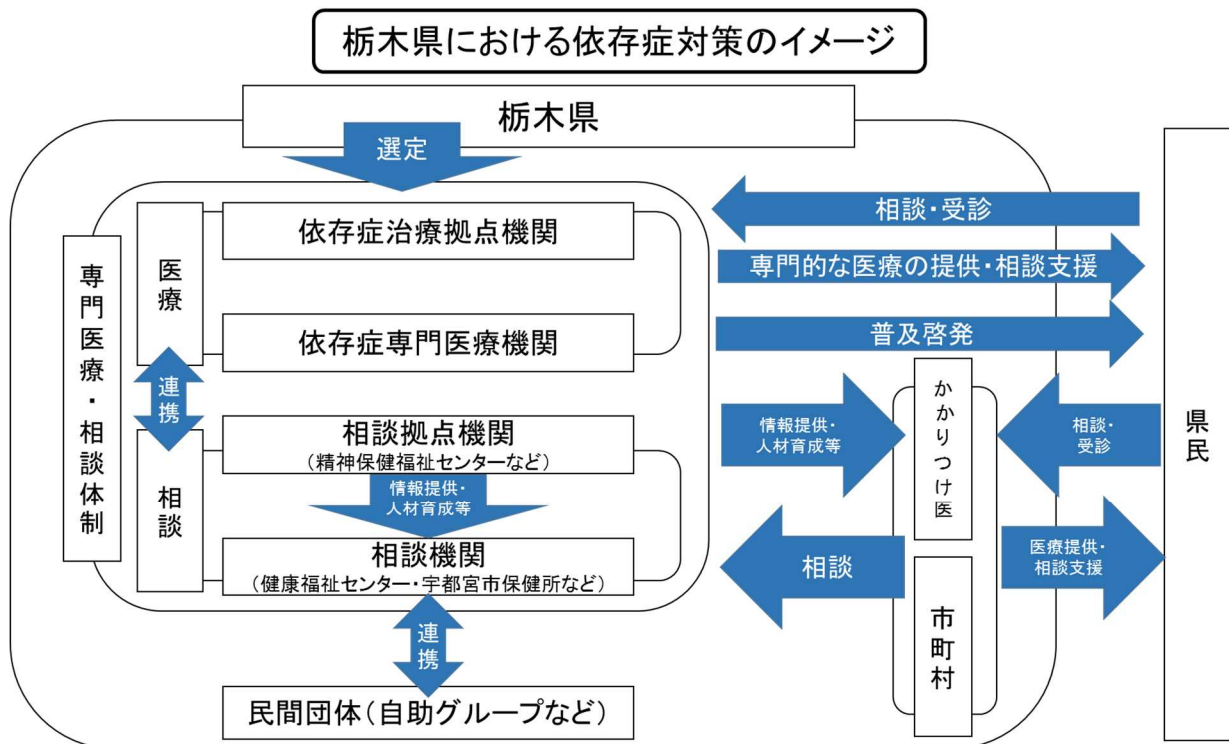
区 分	平成30年度	令和元年度	備 考
養成講習修了者数	11	15	

・盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

区 分	平成30年度	令和元年度	備 考
養成講習修了者数	18	15	

7 依存症対策総合支援事業

- アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症は、適切な支援により、回復が十分可能な疾患である一方、依存症の特性や専門医療機関・専門医の不足等から、依存症患者が必要な支援を受けられていない現状があります。そのため、依存症患者やその家族等が適切な支援に結びつくよう、依存症に関する正しい理解と知識を広めるための普及啓発に努めます。
- 依存症患者やその家族等が、身近な場所で相談できるよう相談支援体制を整備するとともに、専門的な相談に対応できる相談拠点機関を設置します。
- 依存症患者が適切な治療を受けられるよう専門医療機関及び治療拠点機関を設置します。
- 同じ問題を抱えた人たちが、互いに悩みを分かちあい、連携し、お互いに支え合うことにより、依存症の回復につながることから、自助グループ等の民間団体の活動を支援します。



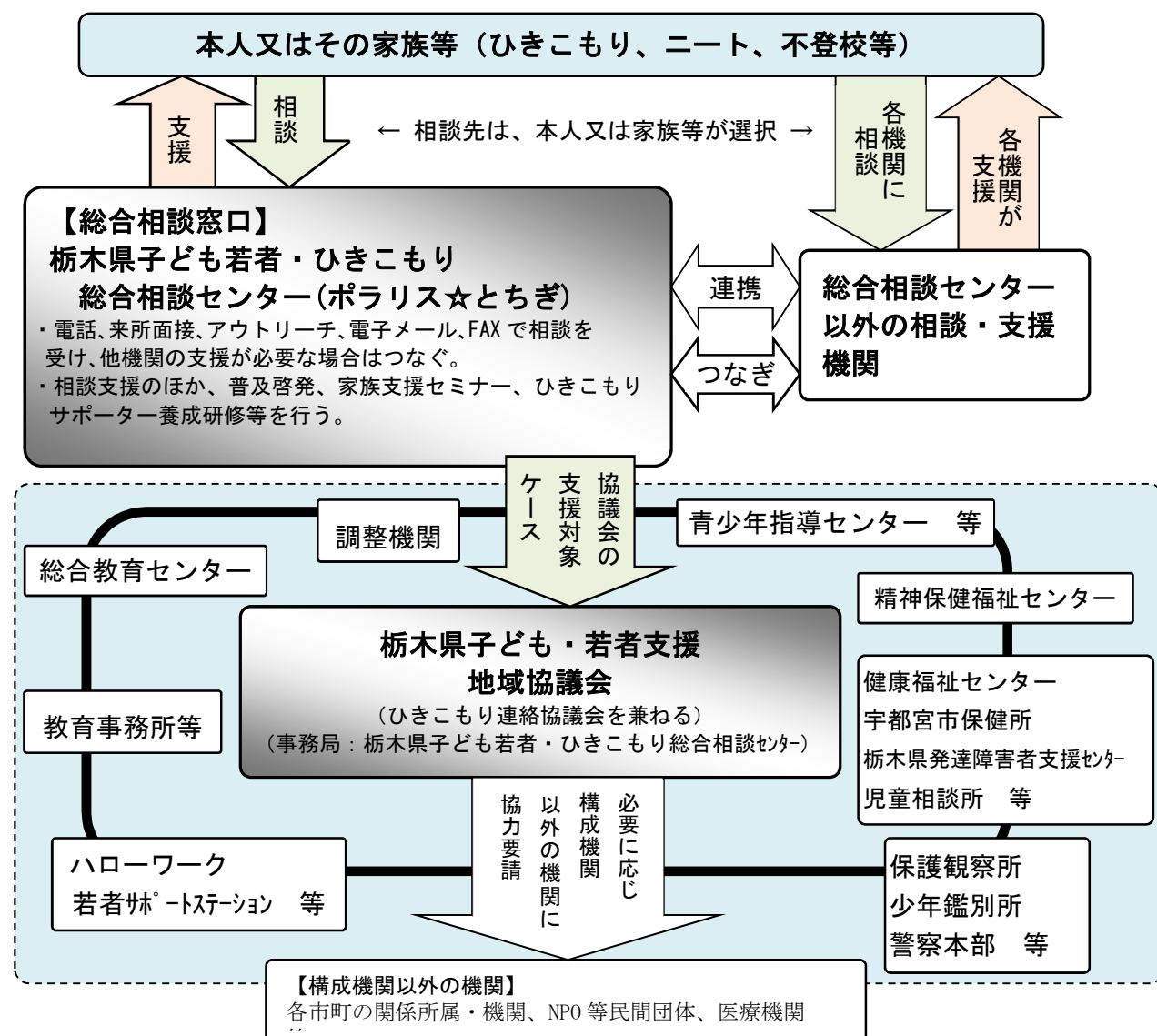
依存症対策総合支援事業〈見込件数〉

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
専門医療機関数 (うち治療拠点機関数)	1 (1)	3 (1)	3 (1)	アルコール・薬物・ギャンブル等依存症ごとの機関数
相談拠点機関数	1	1	1	アルコール・薬物・ギャンブル等依存症共通

8 子ども若者・ひきこもり対策推進事業

- ひきこもりやニート、不登校等の社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者等やその家族等が安心して社会生活を送ることができるよう、ワンストップで対応できる総合的な相談窓口である栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センターポラリス☆とちぎを運営し、相談支援を行います。
- 栃木県子ども・若者支援地域協議会において、教育、福祉、医療、雇用等の様々な分野の関係機関と連携を図り、情報交換や連絡調整等を行います。
- 身近な地域で支援が受けられるよう、ポラリス☆とちぎによる市町への出張相談を行うとともに、ひきこもりの本人や家族等に対し社会的自立に向けて支援を行うひきこもりサポーターを養成し、市町の相談体制の充実を図ります。

《子ども若者・ひきこもり総合相談センターと子ども・若者支援地域協議会のイメージ》

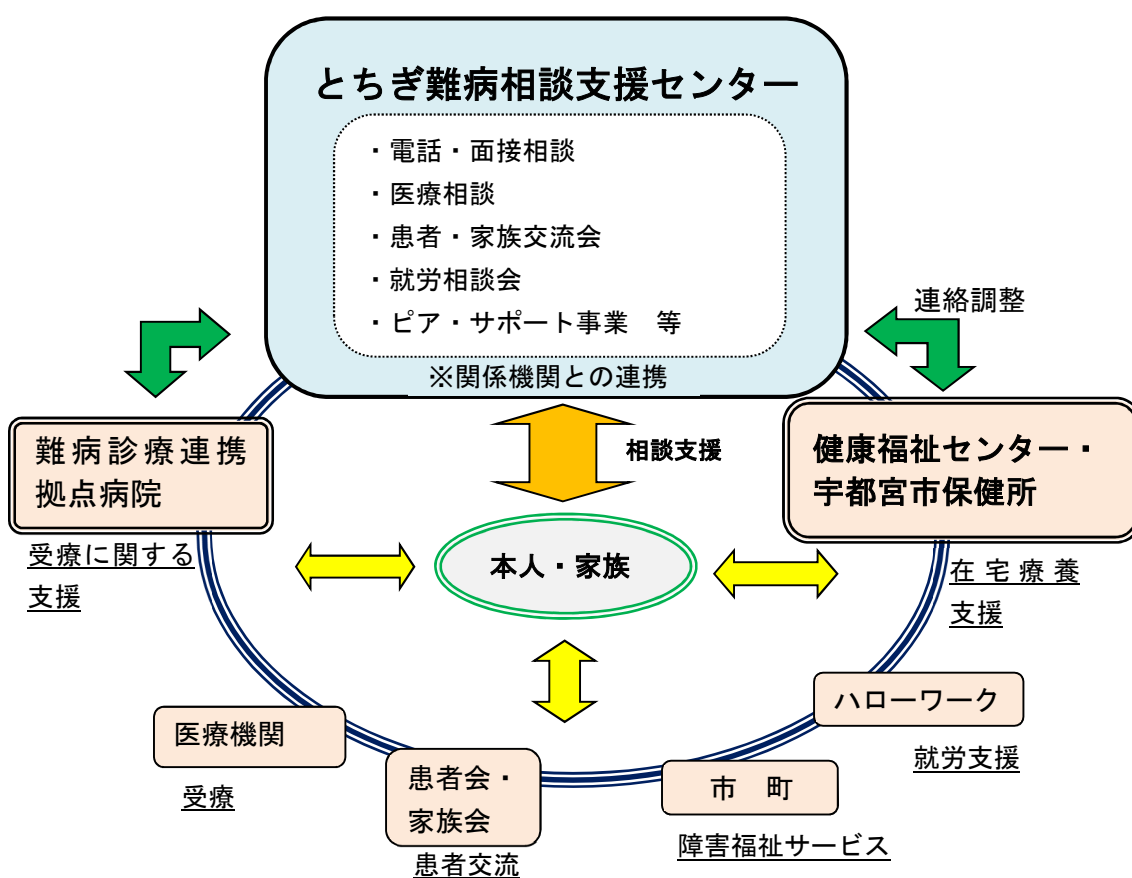


出張相談実施市町数〈見込件数〉

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
出張相談実施市町数	8	10	12	令和2年度までの実施数6市町

9 難病相談支援センター事業

- とちぎ難病相談支援センターでは、難病患者やその家族の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、電話・面接相談、医療相談、就労相談会等を通じて、様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援を行います。
- 平成 28 (2016) 年 11 月から、疾患群を限定せず広く難病患者の交流と情報交換の場として、サロンを開催しています。
- 自身も難病を抱え、日常生活の不自由さを体験し、つらい気持ちを共感し合える仲間（ピア）が、サポート（支援）する相談事業（ピア・サポート）を実施しています。また、平成 29 (2017) 年 8 月から、ピア・サポート事業の一つとして、同じような疾患を抱える難病患者同士の「疾患グループ別交流会」を開催しています。
- 今後も患者会活動等のサポート等、患者の目線に立って、センター機能のさらなる強化を図っていきます。



とちぎ難病相談支援センター〈見込件数〉

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
相談見込み件数	900	1,000	1,100	相談利用者延べ数

〈参考〉第5期計画における実績

区分	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	備考
相談件数	863	990	相談利用者延べ数

V 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保又は資質の向上並びに指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設の質の向上のために講ずる措置

1 サービスの提供に係る人材の研修

- 利用者ニーズやサービス体系に対応するため、指定研修事業者と連携し、質の高い従事者の養成に取り組みます。

(1) 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保

- 栃木県福祉人材・研修センターと連携の上、福祉人材の無料職業紹介を行う等の取組を通じ、障害福祉サービス等の支援に係る人材の確保を図ります。

(2) 相談支援専門員の養成

- 相談支援専門員は、障害児・者の希望する社会生活の実現のため、サービス等利用計画の作成やモニタリング、地域移行支援、地域定着支援を行い、各サービス提供事業者間の連携を図るなど重要な役割を担っています。
- 資質向上のための研修を実施することにより、質の高いケアマネジメントを実践できる相談支援専門員の養成に取り組みます。
- また、地域の相談支援体制の充実を図るため、相談支援において指導的役割を担う人材の養成に取り組むとともに、定期的な情報交換や研鑽に取り組むことができるよう支援します。
 - ① 初任者研修（資格取得研修）
新たに相談支援に従事する者を養成します。
 - ② 現任研修（更新研修）
現に相談支援業務に従事している相談支援専門員の資質向上を図ります。
 - ③ 専門コース別研修（スキルアップ研修）
専門性の高い相談に対応できる相談支援専門員を養成します。
 - ④ 主任研修
地域の相談支援体制において、地域課題についての協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど中核的な役割を果たす者を養成します。

(3) サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成

- サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）は、利用者のニーズと将来像の実現のために、サービス提供のプロセス全体を管理する責任者です。
- サービスの質の確保に必要な知識や技術を有するサービス管理責任者等を確保するため、指定研修事業者と連携し、サービス管理責任者等の養成に取り組みます。
 - ① サービス管理責任者等研修受講資格取得研修
サービス管理責任者等基礎研修の受講資格を得るための研修です。
 - ② サービス管理責任者等基礎研修
サービス管理責任者等として必要な知識や技術の習得を図ります。
 - ③ サービス管理責任者等更新研修
現にサービス管理責任者等に従事している者等の資質向上を図ります。

(4) 喀痰吸引等研修認定特定行為業務従事者の養成

- 喀痰吸引等制度は、医療関係の資格を有しない者は行うことができないたんの吸引及び経管栄養の医療行為（特定行為）について、研修を修了し県の登録を受けることにより、介護職員等（生活支援員、居宅介護ヘルパー等）が特定行為を行うことができる制度です。
- 障害福祉サービス事業所等に対する制度の周知等により、認定特定行為業務従事者の養成を図り、医療的ケアが必要な障害児・者の支援の充実を図ります。

(5) 強度行動障害支援者の養成

- 行動障害を有する人のうち、直接的他害（噛み付き、頭突き等）や、間接的 he 害（睡眠の乱れ、同一性の保持等）、自傷行為等の危険が伴う行動が頻回に出現するなど、処遇が困難な方（いわゆる「強度行動障害」を有する者）もいますが、適切な支援や働きかけにより、行動障害の軽減が可能であると考えられています。
- サービスの質の向上、家族や支援者の負担軽減、行動障害を有する人の危険を伴う行動の減少を図るため、指定研修事業者と連携し、障害特性の理解に基づく適切な支援ができる人材の養成に取り組みます。
 - ① 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）
強度行動障害を有する方に、適切な支援を行うことができる人材の養成を図ります。
 - ② 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）
強度行動障害を有する方に、適切な支援のための適切な支援計画を作成することができる人材を養成します。

2 指定障害福祉サービス事業者等に対する第三者の評価

- 指定障害福祉サービス事業者等の質の向上を図り、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスが提供されるよう、第三者による評価を推進し、第三者評価の受審を促進するため、当該制度について、普及・啓発に努めます。

VI その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

1 障害者等に対する虐待の防止

(1) 関係機関の連携による虐待の防止

- 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を図るため、「市町障害者虐待防止センター」や県に設置した「障害者権利擁護センター」を中心として、障害者福祉施設、学校、医療、保健、労働局等関係機関と連携し、虐待への迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組みます。

(2) 障害者福祉施設従事者等による虐待の防止

- 指導監査時における虐待防止体制等の確認・指導や事前通告なしの現地調査等により、指導監査等における指導の充実強化を図ります。
- 障害者虐待の未然防止や権利擁護及び障害特性に応じた支援に関する研修の実施等により、施設従事者等の資質向上を図ります。
- 「障害者権利擁護センター」による市町の後方支援や広域調整等により、虐待相談・通報等に対する迅速・的確な対応を図ります。
- 啓発用リーフレット及びポスターの作成・配布等により、障害者虐待に関する通報義務等について県民を含め、広く普及・啓発を図ります。

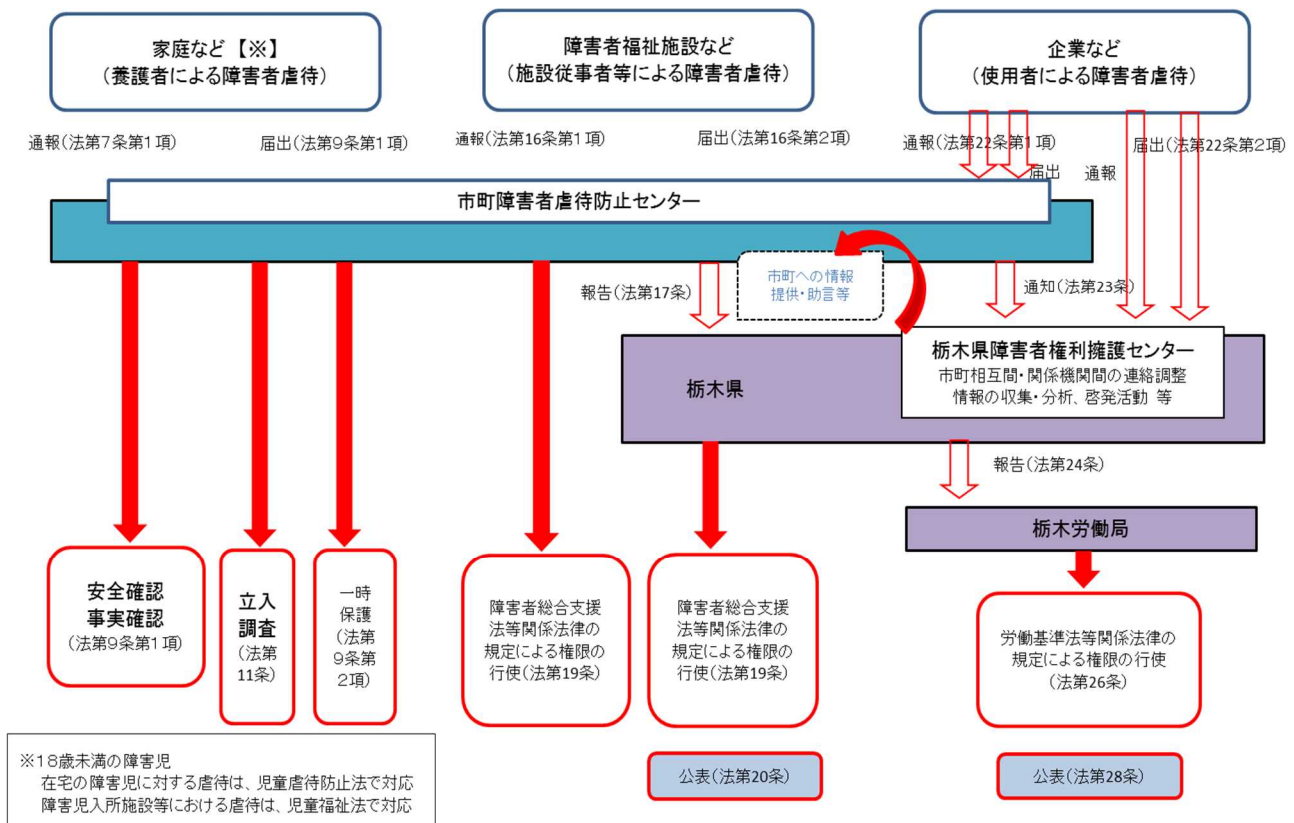
(3) 養護者による虐待への対応

- 虐待を受けた障害者等の保護及び自立支援を図るため、全ての市町において、一時保護に必要な居室を確保できるよう働きかけます。

(4) 権利擁護の取組

- 障害福祉サービスの利用の観点から知的障害者や精神障害者が円滑に成年後見制度を利用できるよう、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、市町及び関係機関と連携を図り、成年後見人等となる人材の育成に努めるなど、成年後見制度の利用促進を図ります。

〈参考〉障害者虐待防止対応の流れ



2 意思決定支援の促進

- ノーマライゼーション理念の浸透や障害者の権利擁護が求められる中、障害者の自己決定を尊重し支援することが重要であることから、事業者が障害福祉サービスを提供する際に必要とされる意思決定の支援の枠組をまとめた「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（平成29年3月厚生労働省）」の普及を図ります。

(1) 事業者への研修

- 相談支援や施設入所支援等の障害福祉サービスの現場において、障害者本人の意思を尊重した質の高いサービスが提供できるよう、相談支援従事者研修やサービス管理責任者等研修等を通して意思決定支援の意義や正しい知識の普及、技術等の向上を図ります。

(2) 関係者への普及

- 障害福祉サービス事業所等の職員をはじめ、県民、行政職員、関係機関職員等を対象に研修を行い、成年後見制度の理解促進・普及啓発を図ります。

3 障害者等に関する感染症対策

- 新型感染症等に関する対応については、保健所等の関係機関と連携のもと、情報を収集し、障害者及びその家族、社会福祉施設等に対する情報提供や相談対応に努めます。感染症に関する適切な知識を基に、感染症を理由とした偏見が生じないように十分に配慮します。
- 社会福祉施設等が提供するサービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続的に支援する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されることが重要です。そのため、社会福祉施設等の感染防止対策の取組を支援します。

4 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

- 障害福祉サービス事業所等は、地域に開かれた施設となるよう、地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要です。
- さらに、障害福祉サービス等を利用する障害者等が安心して生活できるよう権利擁護の視点を含めた職員への研修の充実や、職員が荷重な労働負担等により精神的に孤立することなく、いきいきと障害者等への支援に従事できるようにするため、職員のメンタルヘルスの確保や処遇改善等による職場環境の改善を進めていくことが必要です。
- また、障害福祉サービス事業所等は、風水害等の災害時においては、福祉避難所として地域の安全提供の拠点とするなど地域における重要な役割が期待されています。
- このため、地域との交流等による利用者の安全確保の取組や職場環境の改善について、市町と連携して指導・助言を行うとともに、災害時における対応について、市町及び関係団体等との協議により、地域の障害者の安全確保を図ります。

5 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

- 障害福祉サービスの質の向上と自立支援給付の適正化を図るため、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査を適正に実施します。
- 指導監査結果について、市町と共有する体制を構築します。

6 障害者等の芸術文化活動支援等による社会参加の促進

- 障害者の芸術文化活動への参加を通して、障害者本人の生きがいや自信を創出し、障害者の自立と社会参加を一層促進するとともに、障害に対する県民の理解と認識を深めるため、障害者文化祭や障害者芸術展を開催します。
- 多くの障害者が芸術文化にふれ、才能を発揮できるよう、その支援ノウハウを有する支援者の育成を行うとともに、創作活動やその支援に関する相談窓口を設置し、支援体制の整備に取り組みます。
- 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第 49 号）（読書バリアフリー法）の趣旨に基づき、関係機関と連携を図りながら、視覚障害者等の読書環境の整備促進に努めます。

7 全国障害者スポーツ大会を契機とした障害者スポーツの普及拡大及び社会参加の促進

- 障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ教室の開催や情報提供の充実に努めます。また、障害者の健康の保持・増進及び社会参加を促進させるとともに障害者に対する理解を深めるため、栃木県障害者スポーツ大会等を開催します。
- 栃木県を代表する選手の取組意欲の向上及び競技力の向上を図るとともに、障害者スポーツの普及、理解促進を目的とした強化指定選手制度に基づき選手を選定し、強化練習会の開催、県外遠征等を支援します。

8 障害を理由とする差別の解消の推進

- 栃木県障害者差別解消推進条例に基づき、障害の有無にかかわらず基本的人権を享有する個人として権利が尊重され、全ての県民が障害及び障害者に関する理解を深め、地域社会を構成する多様な主体が相互に協力することによって、障害者差別の解消を推進します。
- 障害者差別について県民が適切に対応するための道しるべとして策定した「栃木県障害者差別対応指針」を活用しながら、指定障害福祉サービス等支援の事業者をはじめとする福祉分野の事業者はもとより、民間事業者に対しても「県政出前講座」を実施するなど、合理的配慮の浸透・定着に取り組みます。

9 地域共生社会の実現に向けた取組

- 全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態などを踏まえながら、身近な場所で必要な支援を受けるための相談支援、就労支援や居住支援など多様な社会参加に向けた包括的な支援体制の構築に取り組みます。

Ⅶ 圏域ビジョン

障害保健福祉圏域ごとに障害福祉サービス等の見込量及び事業所の指定状況等を整理・分析し、各市町との意見交換を踏まえ、各圏域の課題及び今後の方向性についてまとめました。

1 県全体

(1) 県の概況

区分	交付者等	備考
面積	6,408.09 km ²	R2.7.1 現在 (国土地理院全国都道府県市区町村別面積調)
人口	1,934,142 人	R2.4.1 (栃木県毎月人口推計)
世帯	797,680 世帯	R2.4.1 (栃木県毎月人口推計)
身体障害者手帳	70,887 人	R2.4.1 現在
療育手帳	18,130 人	R2.4.1 現在
精神障害者保健福祉手帳	14,687 人	R2.4.1 現在
特定医療費 (指定難病) 受給者証	13,912 人	R2.3.31 現在

(2) 指定障害福祉サービス等及び指定障害児通所支援等の状況

区分		H29.11.1 (A)	R2.11.1 (B)	増減 (B-A)	伸び率 (B/A)
訪問系サービス	事業所数	490	438	-52	89.4
訪問系サービス	居宅介護	204	197	-7	96.6
	重度訪問介護	144	140	-4	97.2
	同行援護	107	78	-29	72.9
	行動援護	33	23	-10	69.7
	重度障害者等包括支援	2	0	-2	0.0
	生活介護	事業所数 定員	148 5,044	175 5,460	27 416
短期入所	事業所数	93	117	24	125.8
	定員	587	623	36	106.1
自立訓練 (機能訓練)	事業所数	1	1	0	100.0
	定員	30	30	0	100.0
自立訓練 (生活訓練)	事業所数	25	18	-7	72.0
	定員	249	217	-32	87.1
就労移行支援	事業所数	60	49	-11	81.7
	定員	622	543	-79	87.3
就労継続支援 (A型)	事業所数	54	78	24	144.4
	定員	941	1,397	456	148.5
就労継続支援 (B型)	事業所数	164	210	46	128.0
	定員	3,424	4,338	914	126.7
共同生活援助	事業所数	348	429	81	123.3
	定員	2,288	2,923	635	127.8
施設入所支援※1	事業所数	46	46	0	100.0
	定員	2,274	2,249	-25	98.9
相談支援	事業所数	183	203	20	110.9
	事業所数	4	4	0	100.0
福祉型障害児入所施設	定員	130	70	-60	53.8
	事業所数	5	5	0	100.0
医療型障害児入所施設	定員	400	408	8	102.0
	事業所数	3	5	2	166.7
福祉型児童発達支援センター	定員	130	150	20	115.4
	事業所数	2	2	0	100.0
医療型児童発達支援センター	定員	50	50	0	100.0
	事業所数	158	245	87	155.1
児童発達支援・放課後等 デイサービス	定員	1,940	2,840	900	146.4
	事業所数	8	10	2	125.0
主に重症心身障害児を支援	定員	70	80	10	114.3
	事業所数	13	20	7	153.8
保育所等訪問支援	事業所数	129	152	23	117.8
障害児相談支援	事業所数				

※1 都民施設を除く

(3) 令和3(2021)～5(2023)年度の障害福祉サービス等及び指定障害児通所支援等の見込
量及び今後必要となる事業所数等の試算(県全体)

区分	サービス名等		2年度	3年度	4年度	5年度
訪問系	訪問系 (居宅介護、重度訪問 介護、同行援護、行動 援護、重度障害者等包 括支援)	利用者数(人) A 計画	3,253	3,100	3,248	3,400
		B 実績	2,681			
		事業所数 C	442			
		1事業所当たりの利用者数 D				
		今後必要となる事業所数 E 圏域計		53	92	117
日中活動系	短期入所	利用者数(人) A 計画	818	838	886	938
		B 実績	478			
		定員 C	623			
		平均利用者数 D				
		今後必要となる定員 E 圏域計		494	556	623
	生活介護	利用者数(人) A 計画	5,183	5,022	5,150	5,282
		B 実績	4,940			
		定員 C	5,460			
		今後必要となる定員 D A-C		△ 438	△ 310	△ 178
		居住支援系	自立生活援助	利用者数(人) A 計画	49	21
B 実績	0					
事業所数 C	3					
共同生活援助	利用者数(人) A 計画		2,104	2,410	2,536	2,670
	B 実績		2,207			
	定員 C		2,923			
	今後必要となる定員 D A-C			△ 513	△ 387	△ 253
訓練・就業系	自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人) A 計画	39	29	31	34
		B 実績	10			
		定員 C	30			
		今後必要となる定員 D A-C		△ 1	1	4
	自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人) A 計画	227	149	159	165
		B 実績	110			
		定員 C	217			
		今後必要となる定員 D A-C		△ 68	△ 58	△ 52
	就労移行支援	利用者数(人) A 計画	588	398	406	420
		B 実績	314			
		定員 C	543			
		今後必要となる定員 D A-C		△ 145	△ 137	△ 123
	就労継続支援 (A型)	利用者数(人) A 計画	1,195	1,606	1,760	1,925
		B 実績	1,431			
		定員 C	1,397			
		今後必要となる定員 D A-C		209	363	528
	就労継続支援 (B型)	利用者数(人) A 計画	3,742	4,026	4,204	4,390
B 実績		3,862				
定員 C		4,338				
今後必要となる定員 D A-C			△ 312	△ 134	52	
就労定着支援	利用者数(人) A 計画	144	144	171	200	
	B 実績	103				
	事業所数 C	22				

障 害 児 通 所 系	児童発達支援	利用者数（人）	A	計画	1,770	2,138	2,277	2,392
			B	実績	1,594			
		定員	C		2,840			
		今後必要となる定員	D	A-C		△ 702	△ 563	△ 448
	医療型児童発達支援	利用者数（人）	A	計画	58	35	37	41
			B	実績	20			
		定員	C		80			
		今後必要となる定員	D	A-C		△ 45	△ 43	△ 39
	放課後等 デイサービス	利用者数（人）	A	計画	3,539	4,195	4,529	4,852
			B	実績	3,370			
		定員	C		2,840			
		今後必要となる定員	D	A-C	0	1,371	1,660	1,922
障 害 児 訪 問 系	居宅訪問型 児童発達支援	利用者数（人）	A	計画	39	19	21	30
			B	実績	1			
		事業所数	C		2			
	保育所等訪問支援	利用者数（人）	A	計画	91	97	110	128
			B	実績	35			
		事業所数	C		19			
相 談 支 援 系	計画相談支援	利用者数（人）	A	計画	2,166	3,391	3,632	3,892
			B	実績	2,817			
		事業所数	C		203			
	障害児相談支援	利用者数（人）	A	計画	901	1,200	1,326	1,471
			B	実績	991			
		事業所数	C		146			
	地域移行支援	利用者数（人）	A	計画	72	41	53	65
			B	実績	3			
	地域定着支援	事業所数	C		51			
		利用者数（人）	A	計画	99	60	74	86
			B	実績	27			
		事業所数	C		51			

※ 3～5年度の利用者数の計画は、各市町の見込み

※ 2年度の利用者数の実績は、2年4月～8月の平均

※ 事業所数及び定員については、2年11月1日現在

※ 身近な地域でのサービス供給体制について検討する観点から、療養介護及び施設入所支援は除く

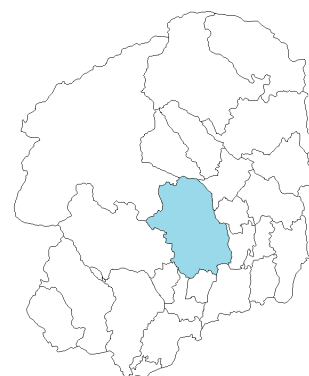
2 圏域の状況

※各圏域の「管内の概況」に係る数値の時点は、県全体の「県の概況」と同じ

(1) 宇都宮障害保健福祉圏域（宇都宮市）

① 管内の概況

区分	交付者等	県全体に占める割合
面積	416.85 km ²	6.5 %
人口	517,865 人	26.8 %
世帯	227,564 世帯	28.5 %
身体障害者手帳	15,024 人	21.2 %
療育手帳	4,394 人	24.2 %
精神障害者保健福祉手帳	4,268 人	29.0 %
特定医療費（指定難病）受給者証	3,595 人	25.8 %



② 指定障害福祉サービス等及び指定障害児通所支援等の状況

区分		H29. 11. 1 (A)	R2. 11. 1 (B)	増減 (B - A)	伸び率 (B / A)
訪問系サービス	事業所数	175	154	-21	88.0
居宅介護	事業所数	69	68	-1	98.6
	重度訪問介護	50	44	-6	88.0
	同行援護	42	31	-11	73.8
	行動援護	13	11	-2	84.6
	重度障害者等包括支援	1	0	-1	0.0
生活介護	事業所数	30	39	9	130.0
	定員	725	923	198	127.3
短期入所	事業所数	18	23	5	127.8
	定員	96	109	13	113.5
自立訓練（機能訓練）	事業所数	1	1	0	100.0
	定員	30	30	0	100.0
自立訓練（生活訓練）	事業所数	6	4	-2	66.7
	定員	66	65	-1	98.5
就労移行支援	事業所数	16	16	0	100.0
	定員	198	222	24	112.1
就労継続支援（A型）	事業所数	20	26	6	130.0
	定員	320	444	124	138.8
就労継続支援（B型）	事業所数	38	48	10	126.3
	定員	704	900	196	127.8
共同生活援助	事業所数	64	88	24	137.5
	定員	456	636	180	139.5
施設入所支援	事業所数	7	7	0	100.0
	定員	220	220	0	100.0
相談支援	事業所数	37	46	9	124.3
福祉型障害児入所施設	事業所数	0	0	0	-
	定員	0	0	0	-
医療型障害児入所施設	事業所数	2	2	0	100.0
	定員	130	130	0	100.0
福祉型児童発達支援センター	事業所数	2	2	0	100.0
	定員	100	100	0	100.0
医療型児童発達支援センター	事業所数	2	2	0	100.0
	定員	50	50	0	100.0
児童発達支援・放課後等デイサービス	事業所数	46	73	27	158.7
	定員	490	795	305	162.2
主に重症心身障害児を支援	事業所数	1	2	1	200.0
	定員	10	15	5	150.0
保育所等訪問支援	事業所数	2	4	2	200.0
障害児相談支援	事業所数	24	30	6	125.0

③ 令和3（2021）～5（2023）年度の障害福祉サービス等及び指定障害児通所支援等の見込量及び今後必要となる事業所数等の試算（宇都宮）

区分	サービス名等		2年度	3年度	4年度	5年度
訪問系	訪問系 (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)	利用者数(人) A 計画	1,142	1,046	1,104	1,168
		B 実績	923			
		事業所数 C	155			
		1事業所当たりの利用者数 D B/C	6.0			
		今後必要となる事業所数 E (A/D)-C		21	30	41
日中活動系	短期入所	利用者数(人) A 計画	168	144	144	144
		B 実績	90			
		定員 C	109			
		平均利用者数 D B/C	0.8			
		今後必要となる定員 E (A/D)-C		65	65	65
	生活介護	利用者数(人) A 計画	1,099	1,129	1,163	1,198
		B 実績	1,073			
		定員 C	923			
		今後必要となる定員 D A-C		206	240	275
		居住支援系	自立生活援助	利用者数(人) A 計画	2	3
B 実績	0					
事業所数 C	1					
共同生活援助	利用者数(人) A 計画		468	613	661	713
	B 実績		495			
	定員 C		636			
	今後必要となる定員 D A-C			△ 23	25	77
訓練・就業系	自立訓練(機能訓練)	利用者数(人) A 計画	6	6	6	6
		B 実績	6			
		定員 C	30			
		今後必要となる定員 D A-C		△ 24	△ 24	△ 24
	自立訓練(生活訓練)	利用者数(人) A 計画	34	35	35	35
		B 実績	34			
		定員 C	65			
		今後必要となる定員 D A-C		△ 30	△ 30	△ 30
	就労移行支援	利用者数(人) A 計画	114	105	109	113
		B 実績	97			
		定員 C	222			
		今後必要となる定員 D A-C		△ 117	△ 113	△ 109
	就労継続支援(A型)	利用者数(人) A 計画	440	498	553	614
		B 実績	410			
		定員 C	444			
		今後必要となる定員 D A-C		54	109	170
	就労継続支援(B型)	利用者数(人) A 計画	774	788	835	885
		B 実績	722			
		定員 C	900			
		今後必要となる定員 D A-C		△ 112	△ 65	△ 15
	就労定着支援	利用者数(人) A 計画	64	48	56	64
B 実績		36				
事業所数 C		7				

障 害 児 通 所 系	児童発達支援	利用者数（人）	A	計画	220	444	510	557
			B	実績	315			
		定員	C		795			
		今後必要となる定員	D	A-C		△ 351	△ 285	△ 238
	医療型児童発達支援	利用者数（人）	A	計画	17	18	18	18
			B	実績	17			
		定員	C		15			
		今後必要となる定員	D	A-C		3	3	3
	放課後等 デイサービス	利用者数（人）	A	計画	1,570	1,369	1,485	1,589
			B	実績	913			
		定員	C		795			
		今後必要となる定員	D	A-C		574	690	794
障 害 児 訪 問 系	居宅訪問型 児童発達支援	利用者数（人）	A	計画	6	3	4	5
			B	実績	1			
		事業所数	C		1			
	保育所等訪問支援	利用者数（人）	A	計画	14	25	25	25
			B	実績	10			
		事業所数	C		4			
相 談 支 援 系	計画相談支援	利用者数（人）	A	計画	602	820	886	957
			B	実績	618			
		事業所数	C		46			
	障害児相談支援	利用者数（人）	A	計画	100	175	227	295
			B	実績	120			
		事業所数	C		30			
	地域移行支援	利用者数（人）	A	計画	2	2	3	4
			B	実績	0			
		事業所数	C		11			
	地域定着支援	利用者数（人）	A	計画	10	5	7	9
			B	実績	3			
		事業所数	C		11			

※ 3～5年度の利用者数の計画は、各市町の見込み

※ 2年度の利用者数の実績は、2年4月～8月の平均

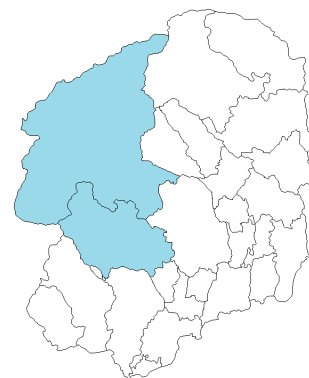
※ 事業所数及び定員については、2年11月1日現在

※ 身近な地域でのサービス供給体制について検討する観点から、療養介護及び施設入所支援は除く

(2) 県西障害保健福祉圏域（鹿沼市、日光市）

① 管内の概況

区分	交付者等	県全体に占める割合
面積	1,940.47 km ²	30.3 %
人口	173,265 人	9.0 %
世帯	69,463 世帯	8.7 %
身体障害者手帳	7,253 人	10.2 %
療育手帳	1,836 人	10.1 %
精神障害者保健福祉手帳	1,356 人	9.2 %
特定医療費（指定難病）受給者証	1,426 人	10.3 %



② 指定障害福祉サービス等及び指定障害児通所支援等の状況

区分		H29.11.1 (A)	R2.11.1 (B)	増減 (B-A)	伸び率 (B/A)
訪問系サービス	事業所数	37	29	-8	78.4
	居宅介護	17	14	-3	82.4
	重度訪問介護	8	8	0	100.0
	同行援護	10	6	-4	60.0
	行動援護	2	1	-1	50.0
	重度障害者等包括支援	0	0	0	-
生活介護	事業所数	17	20	3	117.6
	定員	646	712	66	110.2
短期入所	事業所数	10	12	2	120.0
	定員	55	58	3	105.5
自立訓練（機能訓練）	事業所数	0	0	0	-
	定員	0	0	0	-
自立訓練（生活訓練）	事業所数	1	0	-1	0.0
	定員	6	0	-6	0.0
就労移行支援	事業所数	6	1	-5	16.7
	定員	46	6	-40	13.0
就労継続支援（A型）	事業所数	6	8	2	133.3
	定員	157	175	18	111.5
就労継続支援（B型）	事業所数	16	22	6	137.5
	定員	351	451	100	128.5
共同生活援助	事業所数	49	56	7	114.3
	定員	289	351	62	121.5
施設入所支援※1	事業所数	5	5	0	100.0
	定員	230	230	0	100.0
相談支援	事業所数	16	17	1	106.3
福祉型障害児入所施設	事業所数	0	0	0	-
	定員	0	0	0	-
医療型障害児入所施設	事業所数	0	0	0	-
	定員	0	0	0	-
福祉型児童発達支援センター	事業所数	0	0	0	-
	定員	0	0	0	-
医療型児童発達支援センター	事業所数	0	0	0	-
	定員	0	0	0	-
児童発達支援・放課後等デイサービス	事業所数	16	24	8	150.0
	定員	185	275	90	148.6
主に重症心身障害児を支援	事業所数	1	1	0	100.0
	定員	5	5	0	100.0
保育所等訪問支援	事業所数	3	3	0	100.0
障害児相談支援	事業所数	12	13	1	108.3

※1 都民施設を除く

③ 令和3(2021)～5(2023)年度の障害福祉サービス等及び指定障害児通所支援等の見込量及び今後必要となる事業所数等の試算(県西)

区分	サービス名等		2年度	3年度	4年度	5年度
訪問系	訪問系 (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)	利用者数(人) A 計画	335	305	313	316
		B 実績	250			
		事業所数 C	29			
		1事業所当たりの利用者数 D B/C	8.6			
		今後必要となる事業所数 E (A/D)-C		6	7	8
日中活動系	短期入所	利用者数(人) A 計画	84	107	111	115
		B 実績	60			
		定員 C	58			
		平均利用者数 D B/C	1.0			
		今後必要となる定員 E (A/D)-C		45	49	53
	生活介護	利用者数(人) A 計画	609	581	590	599
		B 実績	565			
		定員 C	712			
		今後必要となる定員 D A-C		△ 131	△ 122	△ 113
		居住支援系	自立生活援助	利用者数(人) A 計画	4	1
	B 実績	0				
	事業所数 C	0				
	共同生活援助	利用者数(人) A 計画	209	235	240	245
	B 実績	225				
	定員 C	351				
	今後必要となる定員 D A-C		△ 116	△ 111	△ 106	
訓練系	自立訓練(機能訓練)	利用者数(人) A 計画	8	3	3	3
		B 実績	2			
		定員 C	0			
		今後必要となる定員 D A-C		3	3	3
	自立訓練(生活訓練)	利用者数(人) A 計画	9	10	13	16
		B 実績	6			
		定員 C	0			
		今後必要となる定員 D A-C		10	13	16
	就労移行支援	利用者数(人) A 計画	38	26	28	30
		B 実績	14			
		定員 C	6			
		今後必要となる定員 D A-C		20	22	24
	就労継続支援(A型)	利用者数(人) A 計画	195	210	229	248
		B 実績	196			
		定員 C	175			
今後必要となる定員 D A-C			35	54	73	
就労継続支援(B型)	利用者数(人) A 計画	337	380	410	440	
	B 実績	377				
	定員 C	451				
	今後必要となる定員 D A-C		△ 71	△ 41	△ 11	
就労定着支援	利用者数(人) A 計画	6	8	9	10	
	B 実績	7				
	事業所数 C	2				

障 害 児 通 所 系	児童発達支援	利用者数（人）	A	計画	202	220	227	234
			B	実績	166			
		定員	C		275			
		今後必要となる定員	D	A-C		△ 55	△ 48	△ 41
	医療型児童発達支援	利用者数（人）	A	計画	9	3	3	3
			B	実績	1			
		定員	C		5			
		今後必要となる定員	D	A-C		△ 2	△ 2	△ 2
	放課後等 デイサービス	利用者数（人）	A	計画	230	350	365	370
			B	実績	303			
		定員	C		275			
		今後必要となる定員	D	A-C		75	90	95
障 害 児 訪 問 系	居宅訪問型 児童発達支援	利用者数（人）	A	計画	4	1	1	1
			B	実績	0			
		事業所数	C		0			
	保育所等訪問支援	利用者数（人）	A	計画	17	4	5	6
			B	実績	3			
		事業所数	C		3			
相 談 支 援 系	計画相談支援	利用者数（人）	A	計画	202	265	275	285
			B	実績	251			
		事業所数	C		17			
	障害児相談支援	利用者数（人）	A	計画	61	108	111	114
			B	実績	102			
		事業所数	C		13			
	地域移行支援	利用者数（人）	A	計画	6	2	2	2
			B	実績	0			
		事業所数	C		4			
	地域定着支援	利用者数（人）	A	計画	6	2	2	2
			B	実績	0			
		事業所数	C		4			

※ 3～5年度の利用者数の計画は、各市町の見込み

※ 2年度の利用者数の実績は、2年4月～8月の平均

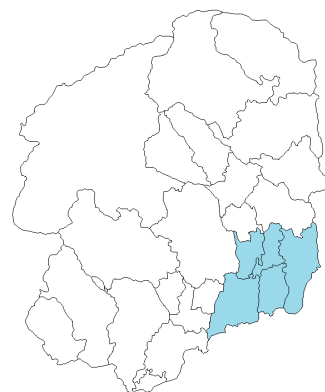
※ 事業所数及び定員については、2年11月1日現在

※ 身近な地域でのサービス供給体制について検討する観点から、療養介護及び施設入所支援は除く

(3) 県東障害保健福祉圏域（真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町）

① 管内の概況

区 分	交付者等	県全体に占める割合
面積	563.84 km ²	8.8 %
人口	138,798 人	7.2 %
世帯	51,981 世帯	6.5 %
身体障害者手帳	4,997 人	7.0 %
療育手帳	1,533 人	8.5 %
精神障害者保健福祉手帳	887 人	6.0 %
特定医療費（指定難病）受給者証	891 人	6.4 %



② 指定障害福祉サービス等及び指定障害児通所支援等の状況

区分		H29. 11. 1 (A)	R2. 11. 1 (B)	増減 (B - A)	伸び率 (B / A)
訪問系サービス	事業所数	25	20	-5	80.0
居宅介護	事業所数	13	10	-3	76.9
	重度訪問介護	7	7	0	100.0
	同行援護	3	1	-2	33.3
	行動援護	2	2	0	100.0
	重度障害者等包括支援	0	0	0	-
生活介護	事業所数	9	10	1	111.1
	定員	279	285	6	102.2
短期入所	事業所数	4	7	3	175.0
	定員	18	23	5	127.8
自立訓練（機能訓練）	事業所数	0	0	0	-
	定員	0	0	0	-
自立訓練（生活訓練）	事業所数	0	0	0	-
	定員	0	0	0	-
就労移行支援	事業所数	4	2	-2	50.0
	定員	24	12	-12	50.0
就労継続支援（A型）	事業所数	2	4	2	200.0
	定員	40	70	30	175.0
就労継続支援（B型）	事業所数	12	13	1	108.3
	定員	243	283	40	116.5
共同生活援助	事業所数	20	21	1	105.0
	定員	102	126	24	123.5
施設入所支援	事業所数	3	3	0	100.0
	定員	120	120	0	100.0
相談支援	事業所数	9	10	1	111.1
福祉型障害児入所施設	事業所数	0	0	0	-
	定員	0	0	0	-
医療型障害児入所施設	事業所数	0	0	0	-
	定員	0	0	0	-
福祉型児童発達支援センター	事業所数	0	0	0	-
	定員	0	0	0	-
医療型児童発達支援センター	事業所数	0	0	0	-
	定員	0	0	0	-
児童発達支援・放課後等デイサービス	事業所数	11	15	4	136.4
	定員	125	175	50	140.0
主に重症心身障害児を支援	事業所数	1	1	0	100.0
	定員	5	5	0	100.0
保育所等訪問支援	事業所数	0	1	1	皆増
障害児相談支援	事業所数	9	10	1	111.1

③ 令和3(2021)～5(2023)年度の障害福祉サービス等及び指定障害児通所支援等の見込
量及び今後必要となる事業所数等の試算(県東)

区分	サービス名等				2年度	3年度	4年度	5年度
訪問系	訪問系 (居宅介護、重度訪問 介護、同行援護、行動 援護、重度障害者等包 括支援)	利用者数(人)	A	計画	173	160	168	179
			B	実績	139			
		事業所数	C		20			
		1事業所当たりの利用者数	D	B/C	7.0			
		今後必要となる事業所数	E	(A/D)-C		3	4	6
日中活動系	短期入所	利用者数(人)	A	計画	67	56	62	70
			B	実績	30			
		定員	C		23			
		平均利用者数	D	B/C	1.3			
		今後必要となる定員	E	(A/D)-C		20	25	31
	生活介護	利用者数(人)	A	計画	389	374	379	386
			B	実績	362			
		定員	C		285			
		今後必要となる定員	D	A-C		89	94	101
		居住支援系	自立生活援助	利用者数(人)	A	計画	5	4
	B			実績	0			
事業所数	C				1			
共同生活援助	利用者数(人)		A	計画	175	200	210	220
			B	実績	187			
定員	C		126					
今後必要となる定員	D	A-C		74	84	94		
訓練系	自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人)	A	計画	4	3	3	4
			B	実績	0			
		定員	C		0			
		今後必要となる定員	D	A-C		3	3	4
	自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人)	A	計画	3	5	5	5
			B	実績	1			
		定員	C		0			
		今後必要となる定員	D	A-C		5	5	5
	就労移行支援	利用者数(人)	A	計画	30	17	19	21
			B	実績	8			
		定員	C		12			
		今後必要となる定員	D	A-C		5	7	9
	就労継続支援 (A型)	利用者数(人)	A	計画	77	93	101	110
			B	実績	103			
		定員	C		70			
		今後必要となる定員	D	A-C		23	31	40
	就労継続支援 (B型)	利用者数(人)	A	計画	354	358	368	380
			B	実績	346			
定員		C		283				
今後必要となる定員		D	A-C		75	85	97	
就労定着支援	利用者数(人)	A	計画	7	5	7	10	
		B	実績	4				
	事業所数	C		0				

障 害 児 通 所 系	児童発達支援	利用者数（人）	A	計画	90	113	118	122
			B	実績	57			
		定員	C		175			
		今後必要となる定員	D	A-C		△ 62	△ 57	△ 53
	医療型児童発達支援	利用者数（人）	A	計画	3	3	3	3
			B	実績	1			
		定員	C		5			
		今後必要となる定員	D	A-C		△ 2	△ 2	△ 2
	放課後等 デイサービス	利用者数（人）	A	計画	200	316	333	341
			B	実績	235			
		定員	C		175			
		今後必要となる定員	D	A-C		141	158	166
障 害 児 訪 問 系	居宅訪問型 児童発達支援	利用者数（人）	A	計画	4	2	2	4
			B	実績	0			
		事業所数	C		0			
	保育所等訪問支援	利用者数（人）	A	計画	6	5	6	9
			B	実績	1			
		事業所数	C		0			
相 談 支 援 系	計画相談支援	利用者数（人）	A	計画	127	242	253	265
			B	実績	173			
		事業所数	C		10			
	障害児相談支援	利用者数（人）	A	計画	85	109	117	125
			B	実績	81			
		事業所数	C		10			
	地域移行支援	利用者数（人）	A	計画	8	6	7	8
			B	実績	0			
		事業所数	C		2			
	地域定着支援	利用者数（人）	A	計画	10	5	7	9
			B	実績	3			
		事業所数	C		2			

※ 3～5年度の利用者数の計画は、各市町の見込み

※ 2年度の利用者数の実績は、2年4月～8月の平均

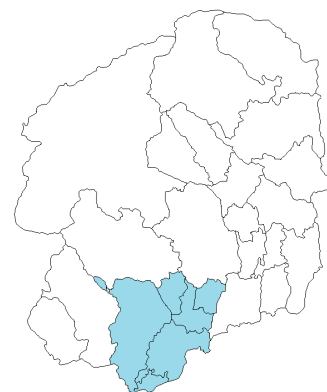
※ 事業所数及び定員については、2年11月1日現在

※ 身近な地域でのサービス供給体制について検討する観点から、療養介護及び施設入所支援は除く

(4) 県南障害保健福祉圏域（栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町）

① 管内の概況

区 分	交付者等	県全体に占める割合
面積	723.56 km ²	11.3 %
人口	476,629 人	24.6 %
世帯	191,319 世帯	24.0 %
身体障害者手帳	19,498 人	27.5 %
療育手帳	4,534 人	25.0 %
精神障害者保健福祉手帳	3,427 人	23.3 %
特定医療費（指定難病）受給者証	3,445 人	24.8 %



② 指定障害福祉サービス等及び指定障害児通所支援等の状況

区分		H29.11.1 (A)	R2.11.1 (B)	増減 (B - A)	伸び率 (B / A)
訪問系サービス	事業所数	112	108	-4	96.4
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	事業所数	47	48	1	102.1
	事業所数	35	35	0	100.0
	事業所数	24	21	-3	87.5
	事業所数	6	4	-2	66.7
	事業所数	0	0	0	-
	事業所数	0	0	0	-
生活介護	事業所数	34	37	3	108.8
	定員	1,120	1,173	53	104.7
短期入所	事業所数	18	22	4	122.2
	定員	127	122	-5	96.1
自立訓練（機能訓練）	事業所数	0	0	0	-
	定員	0	0	0	-
自立訓練（生活訓練）	事業所数	7	5	-2	71.4
	定員	48	48	0	100.0
就労移行支援	事業所数	12	8	-4	66.7
	定員	99	69	-30	69.7
就労継続支援（A型）	事業所数	13	17	4	130.8
	定員	214	294	80	137.4
就労継続支援（B型）	事業所数	43	53	10	123.3
	定員	1,004	1,204	200	119.9
共同生活援助	事業所数	83	117	34	141.0
	定員	505	747	242	147.9
施設入所支援※1	事業所数	10	10	0	100.0
	定員	527	517	-10	98.1
相談支援	事業所数	59	57	-2	96.6
福祉型障害児入所施設	事業所数	1	1	0	100.0
	定員	40	20	-20	50.0
医療型障害児入所施設	事業所数	1	1	0	100.0
	定員	60	60	0	100.0
福祉型児童発達支援センター	事業所数	0	0	0	-
	定員	0	0	0	-
医療型児童発達支援センター	事業所数	0	0	0	-
	定員	0	0	0	-
児童発達支援・放課後等デイサービス	事業所数	37	55	18	148.6
	定員	450	665	215	147.8
主に重症心身障害児を支援	事業所数	3	3	0	100.0
	定員	25	25	0	100.0
保育所等訪問支援	事業所数	4	6	2	150.0
障害児相談支援	事業所数	39	36	-3	92.3

※1 都民施設を除く

③ 令和3(2021)～5(2023)年度の障害福祉サービス等及び指定障害児通所支援等の見込量及び今後必要となる事業所数等の試算(県南)

区分	サービス名等				2年度	3年度	4年度	5年度
訪問系	訪問系 (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)	利用者数(人)	A	計画	782	717	736	756
			B	実績	630			
		事業所数	C		108			
		1事業所当たりの利用者数	D	B/C	5.8			
		今後必要となる事業所数	E	(A/D)-C		0	18	22
日中活動系	短期入所	利用者数(人)	A	計画	183	149	159	168
			B	実績	92			
		定員	C		122			
		平均利用者数	D	B/C	0.8			
		今後必要となる定員	E	(A/D)-C		76	89	101
	生活介護	利用者数(人)	A	計画	1,254	1,246	1,280	1,314
			B	実績	1,208			
		定員	C		1,173			
		今後必要となる定員	D	A-C		73	107	141
		居住支援系	自立生活援助	利用者数(人)	A	計画	18	5
B	実績				0			
事業所数	C				0			
共同生活援助	利用者数(人)		A	計画	550	578	609	644
			B	実績	551			
定員	C		747					
今後必要となる定員	D	A-C		△169	△138	△103		
訓練系	自立訓練(機能訓練)	利用者数(人)	A	計画	10	8	9	11
			B	実績	0			
		定員	C		0			
		今後必要となる定員	D	A-C		8	9	11
	自立訓練(生活訓練)	利用者数(人)	A	計画	84	38	41	43
			B	実績	30			
		定員	C		48			
		今後必要となる定員	D	A-C		△10	△7	△5
	就労移行支援	利用者数(人)	A	計画	110	62	67	74
			B	実績	54			
		定員	C		69			
		今後必要となる定員	D	A-C		△7	△2	5
	就労継続支援(A型)	利用者数(人)	A	計画	260	345	376	407
			B	実績	325			
		定員	C		294			
今後必要となる定員		D	A-C		51	82	113	
就労継続支援(B型)	利用者数(人)	A	計画	1,016	1,056	1,097	1,137	
		B	実績	1,037				
	定員	C		1,204				
	今後必要となる定員	D	A-C		△148	△107	△67	
就労定着支援	利用者数(人)	A	計画	19	18	21	24	
		B	実績	11				
	事業所数	C		4				

障 害 児 通 所 系	児童発達支援	利用者数（人）	A	計画	581	596	626	653
			B	実績	464			
		定員	C		665			
		今後必要となる定員	D	A-C		△ 69	△ 39	△ 12
	医療型児童発達支援	利用者数（人）	A	計画	16	5	5	7
			B	実績	1			
		定員	C		25			
		今後必要となる定員	D	A-C		△ 20	△ 20	△ 18
	放課後等 デイサービス	利用者数（人）	A	計画	618	860	899	934
			B	実績	812			
		定員	C		665			
		今後必要となる定員	D	A-C		195	234	269
障 害 児 訪 問 系	居宅訪問型 児童発達支援	利用者数（人）	A	計画	13	5	5	8
			B	実績	0			
		事業所数	C		0			
	保育所等訪問支援	利用者数（人）	A	計画	20	10	14	16
			B	実績	4			
		事業所数	C		6			
相 談 支 援 系	計画相談支援	利用者数（人）	A	計画	653	973	1,072	1,181
			B	実績	789			
		事業所数	C		57			
	障害児相談支援	利用者数（人）	A	計画	333	369	390	412
			B	実績	302			
		事業所数	C		36			
	地域移行支援	利用者数（人）	A	計画	14	13	17	21
			B	実績	1			
		事業所数	C		11			
	地域定着支援	利用者数（人）	A	計画	29	25	28	30
			B	実績	12			
		事業所数	C		11			

※ 3～5年度の利用者数の計画は、各市町の見込み

※ 2年度の利用者数の実績は、2年4月～8月の平均

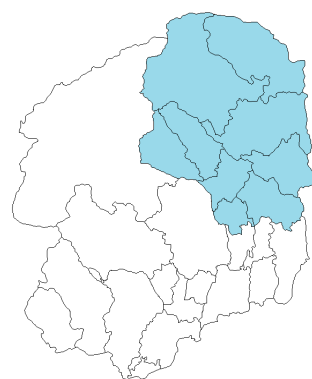
※ 事業所数及び定員については、2年11月1日現在

※ 身近な地域でのサービス供給体制について検討する観点から、療養介護及び施設入所支援は除く

(5) 県北障害保健福祉圏域（大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町）

① 管内の概況

区分	交付者等	県全体に占める割合
面積	2,229.59 km ²	34.8%
人口	368,227人	19.0%
世帯	146,645世帯	18.4%
身体障害者手帳	15,432人	21.8%
療育手帳	3,482人	19.2%
精神障害者保健福祉手帳	2,568人	17.5%
特定医療費（指定難病）受給者証	2,521人	18.1%



② 指定障害福祉サービス等及び指定障害児通所支援等の状況

区分		H29.11.1 (A)	R2.11.1 (B)	増減 (B-A)	伸び率 (B/A)
訪問系サービス	事業所数	76	69	-7	90.8
	居宅介護	31	31	0	100.0
	重度訪問介護	24	24	0	100.0
	同行援護	15	11	-4	73.3
	行動援護	6	3	-3	50.0
	重度障害者等包括支援	0	0	0	-
生活介護	事業所数	35	42	7	120.0
	定員	1,221	1,260	39	103.2
短期入所	事業所数	28	39	11	139.3
	定員	204	248	44	121.6
自立訓練（機能訓練）	事業所数	0	0	0	-
	定員	0	0	0	-
自立訓練（生活訓練）	事業所数	9	8	-1	88.9
	定員	113	98	-15	86.7
就労移行支援	事業所数	15	16	1	106.7
	定員	177	166	-11	93.8
就労継続支援（A型）	事業所数	8	14	6	175.0
	定員	120	254	134	211.7
就労継続支援（B型）	事業所数	31	39	8	125.8
	定員	660	854	194	129.4
共同生活援助	事業所数	63	74	11	117.5
	定員	420	492	72	117.1
施設入所支援※1	事業所数	14	14	0	100.0
	定員	717	702	-15	97.9
相談支援	事業所数	42	49	7	116.7
	事業所数	3	3	0	100.0
福祉型障害児入所施設	定員	90	50	-40	55.6
	事業所数	1	1	0	100.0
医療型障害児入所施設	定員	50	50	0	100.0
	事業所数	1	2	1	200.0
福祉型児童発達支援センター	定員	30	40	10	133.3
	事業所数	0	0	0	-
医療型児童発達支援センター	定員	0	0	0	-
	事業所数	27	40	13	148.1
児童発達支援・放課後等デイサービス	定員	355	520	165	146.5
	事業所数	1	2	1	200.0
主に重症心身障害児を支援	定員	5	10	5	200.0
	事業所数	1	2	1	200.0
保育所等訪問支援	事業所数	1	2	1	200.0
障害児相談支援	事業所数	31	39	8	125.8

※1 都民施設を除く

③ 令和3(2021)～5(2023)年度の障害福祉サービス等及び指定障害児通所支援等の見込量及び今後必要となる事業所数等の試算（県北）

区分	サービス名等		2年度	3年度	4年度	5年度
訪問系	訪問系 (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)	利用者数(人) A 計画	456	547	593	638
		B 実績	436			
		事業所数 C	72			
		1事業所当たりの利用者数 D B/C	6.1			
		今後必要となる事業所数 E (A/D)-C		18	26	33
日中活動系	短期入所	利用者数(人) A 計画	254	309	335	364
		B 実績	179			
		定員 C	248			
		平均利用者数 D B/C	0.7			
		今後必要となる定員 E (A/D)-C		180	216	256
	生活介護	利用者数(人) A 計画	972	1,032	1,068	1,105
		B 実績	924			
		定員 C	1,260			
		今後必要となる定員 D A-C		△ 228	△ 192	△ 155
		居住支援系	自立生活援助	利用者数(人) A 計画	17	5
B 実績	0					
事業所数 C	0					
共同生活援助	利用者数(人) A 計画		389	434	456	478
	B 実績		404			
	定員 C		492			
	今後必要となる定員 D A-C			△ 58	△ 36	△ 14
	訓練系		自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人) A 計画	8	7
B 実績		1				
定員 C		0				
今後必要となる定員 D A-C				7	8	8
自立訓練 (生活訓練)		利用者数(人) A 計画	78	39	42	42
		B 実績	22			
		定員 C	98			
		今後必要となる定員 D A-C		△ 59	△ 56	△ 56
就労移行支援		利用者数(人) A 計画	231	136	128	124
		B 実績	96			
		定員 C	166			
		今後必要となる定員 D A-C		△ 30	△ 38	△ 42
就労継続支援 (A型)		利用者数(人) A 計画	163	305	339	377
		B 実績	251			
		定員 C	254			
	今後必要となる定員 D A-C		51	85	123	
就労継続支援 (B型)	利用者数(人) A 計画	723	839	874	913	
	B 実績	791				
	定員 C	854				
	今後必要となる定員 D A-C		△ 15	20	59	
就労定着支援	利用者数(人) A 計画	25	37	44	52	
	B 実績	23				
	事業所数 C	5				

障 害 児 通 所 系	児童発達支援	利用者数（人）	A	計画	299	380	404	427
			B	実績	255			
		定員	C		520			
		今後必要となる定員	D	A-C		△ 140	△ 116	△ 93
	医療型児童発達支援	利用者数（人）	A	計画	9	4	5	6
			B	実績	0			
		定員	C		10			
		今後必要となる定員	D	A-C		△ 6	△ 5	△ 4
	放課後等 デイサービス	利用者数（人）	A	計画	509	781	873	973
			B	実績	572			
		定員	C		520			
		今後必要となる定員	D	A-C		261	353	453
障 害 児 訪 問 系	居宅訪問型 児童発達支援	利用者数（人）	A	計画	7	4	4	6
			B	実績	0			
		事業所数	C		0			
	保育所等訪問支援	利用者数（人）	A	計画	19	45	50	60
			B	実績	12			
		事業所数	C		2			
相 談 支 援 系	計画相談支援	利用者数（人）	A	計画	326	724	772	823
			B	実績	640			
		事業所数	C		49			
	障害児相談支援	利用者数（人）	A	計画	130	251	281	313
			B	実績	203			
		事業所数	C		39			
	地域移行支援	利用者数（人）	A	計画	22	13	17	21
			B	実績	1			
		事業所数	C		14			
	地域定着支援	利用者数（人）	A	計画	24	18	23	27
			B	実績	8			
		事業所数	C		14			

※ 3～5年度の利用者数の計画は、各市町の見込み

※ 2年度の利用者数の実績は、2年4月～8月の平均

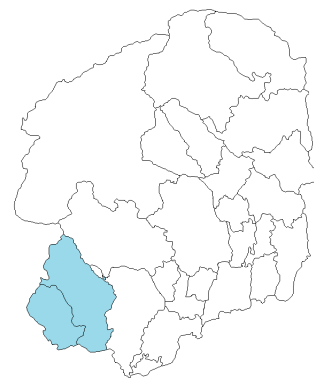
※ 事業所数及び定員については、2年11月1日現在

※ 身近な地域でのサービス供給体制について検討する観点から、療養介護及び施設入所支援は除く

(6) 両毛障害保健福祉圏域（足利市、佐野市）

① 管内の概況

区 分	交付者等	県全体に占める割合
面積	533.8 km ²	8.3 %
人口	259,358 人	13.4 %
世帯	110,708 世帯	13.9 %
身体障害者手帳	8,683 人	12.2 %
療育手帳	2,351 人	13.0 %
精神障害者保健福祉手帳	2,181 人	14.8 %
特定医療費（指定難病）受給者証	2,034 人	14.6 %



② 指定障害福祉サービス等及び指定障害児通所支援等の状況

区分		H29.11.1 (A)	R2.11.1 (B)	増減 (B - A)	伸び率 (B / A)
訪問系サービス	事業所数	65	58	-7	89.2
訪問系サービス	居宅介護	27	26	-1	96.3
	重度訪問介護	20	22	2	110.0
	同行援護	13	8	-5	61.5
	行動援護	4	2	-2	50.0
	重度障害者等包括支援	1	0	-1	0.0
生活介護	事業所数	23	27	4	117.4
	定員	1,053	1,107	54	105.1
短期入所	事業所数	15	14	-1	93.3
	定員	87	63	-24	72.4
自立訓練（機能訓練）	事業所数	0	0	0	-
	定員	0	0	0	-
自立訓練（生活訓練）	事業所数	2	1	-1	50.0
	定員	16	6	-10	37.5
就労移行支援	事業所数	7	6	-1	85.7
	定員	78	68	-10	87.2
就労継続支援（A型）	事業所数	5	9	4	180.0
	定員	90	160	70	177.8
就労継続支援（B型）	事業所数	24	35	11	145.8
	定員	462	646	184	139.8
共同生活援助	事業所数	69	73	4	105.8
	定員	516	571	55	110.7
施設入所支援※1	事業所数	7	7	0	100.0
	定員	460	460	0	100.0
相談支援	事業所数	20	24	4	120.0
福祉型障害児入所施設	事業所数	0	0	0	-
	定員	0	0	0	-
医療型障害児入所施設	事業所数	1	1	0	100.0
	定員	160	168	8	105.0
福祉型児童発達支援センター	事業所数	0	1	1	皆増
	定員	0	10	10	皆増
医療型児童発達支援センター	事業所数	0	0	0	-
	定員	0	0	0	-
児童発達支援・放課後等デイサービス	事業所数	21	38	17	181.0
	定員	335	410	75	122.4
主に重症心身障害児を支援	事業所数	1	1	0	100.0
	定員	20	20	0	100.0
保育所等訪問支援	事業所数	3	4	1	133.3
障害児相談支援	事業所数	14	24	10	171.4

※1 都民施設を除く

③ 令和3（2021）～5（2023）年度の障害福祉サービス等及び指定障害児通所支援等の見込量及び今後必要となる事業所数等の試算（両毛）

区分	サービス名等		2年度	3年度	4年度	5年度
訪問系	訪問系 (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援)	利用者数(人) A 計画	365	325	334	343
		B 実績	303			
		事業所数 C	58			
		1事業所当たりの利用者数 D B/C	5.2			
		今後必要となる事業所数 E (A/D)-C		4	6	8
日中活動系	短期入所	利用者数(人) A 計画	62	73	75	77
		B 実績	27			
		定員 C	63			
		平均利用者数 D B/C	0.4			
		今後必要となる定員 E (A/D)-C		107	112	117
	生活介護	利用者数(人) A 計画	860	660	670	680
		B 実績	808			
		定員 C	1,107			
		今後必要となる定員 D A-C		△ 447	△ 437	△ 427
		居住支援系	自立生活援助	利用者数(人) A 計画	3	3
B 実績	0					
C 事業所数	1					
共同生活援助	利用者数(人) A 計画	313	350	360	370	
	B 実績	345				
	定員 C	571				
	今後必要となる定員 D A-C		△ 221	△ 211	△ 201	
訓練系	自立訓練(機能訓練)	利用者数(人) A 計画	3	2	2	2
		B 実績	1			
		定員 C	0			
		今後必要となる定員 D A-C		2	2	2
	自立訓練(生活訓練)	利用者数(人) A 計画	19	22	23	24
		B 実績	17			
		定員 C	6			
		今後必要となる定員 D A-C		16	17	18
	就労移行支援	利用者数(人) A 計画	65	52	55	58
		B 実績	45			
		定員 C	68			
		今後必要となる定員 D A-C		△ 16	△ 13	△ 10
就労継続支援(A型)	利用者数(人) A 計画	60	155	162	169	
	B 実績	146				
	定員 C	160				
	今後必要となる定員 D A-C		△ 5	2	9	
就労継続支援(B型)	利用者数(人) A 計画	538	605	620	635	
	B 実績	589				
	定員 C	646				
	今後必要となる定員 D A-C		△ 41	△ 26	△ 11	
就労定着支援	利用者数(人) A 計画	23	28	34	40	
	B 実績	22				
	C 事業所数	4				

障 害 児 通 所 系	児童発達支援	利用者数（人）	A	計画	378	385	392	399
			B	実績	337			
		定員	C		410			
		今後必要となる定員	D	A-C		△ 25	△ 18	△ 11
	医療型児童発達支援	利用者数（人）	A	計画	4	2	3	4
			B	実績	0			
		定員	C		20			
		今後必要となる定員	D	A-C		△ 18	△ 17	△ 16
	放課後等 デイサービス	利用者数（人）	A	計画	412	535	545	555
			B	実績	535			
		定員	C		410			
		今後必要となる定員	D	A-C		125	135	145
障 害 児 訪 問 系	居宅訪問型 児童発達支援	利用者数（人）	A	計画	5	4	5	6
			B	実績	0			
	事業所数	C		1				
	保育所等訪問支援	利用者数（人）	A	計画	15	8	10	12
		B	実績	5				
事業所数	C		4					
相 談 支 援 系	計画相談支援	利用者数（人）	A	計画	256	367	374	381
			B	実績	346			
		事業所数	C		24			
	障害児相談支援	利用者数（人）	A	計画	192	188	200	212
			B	実績	183			
		事業所数	C		18			
	地域移行支援	利用者数（人）	A	計画	20	5	7	9
			B	実績	1			
		事業所数	C		9			
	地域定着支援	利用者数（人）	A	計画	20	5	7	9
		B	実績	1				
事業所数		C		9				

※ 3～5年度の利用者数の計画は、各市町の見込み

※ 2年度の利用者数の実績は、2年4月～8月の平均

※ 事業所数及び定員については、2年11月1日現在

※ 身近な地域でのサービス供給体制について検討する観点から、療養介護及び施設入所支援は除く

3 まとめ

栃木県障害福祉計画（第6期計画）・栃木県障害児福祉計画（第2期計画）の策定に当たって、障害保健福祉圏域ごとに行った県と市町による障害保健福祉圏域調整会議での意見交換を踏まえ、各圏域の課題及び今後の方向性について、次のとおりまとめました。

(1) 圏域の課題

①宇都宮圏域（宇都宮市）

- 相談支援体制の充実
 - ・ サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成、個別事例における専門的な指導や助言等について、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の更なる充実が必要です。
- 地域生活支援拠点等の機能の充実
 - ・ 地域生活支援拠点等について、面的整備型を予定しており、緊急時の短期入所受入やグループホームの体験利用等について、幅広いニーズに応じられるよう体制整備が必要です。

②県西圏域（鹿沼市、日光市）

- 児童発達支援センターの確保
 - ・ 地域資源の不足や既存の関係施設との整理の課題があることから、児童発達支援センターの確保に向け、地域におけるニーズを加味した上で、児童発達支援センターと同等の中核的な支援機能を有する体制を整備することが求められます。

③県東圏域（真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町）

- 一般就労への移行等の推進
 - ・ 障害福祉サービス等の事業所が全体的に不足し、他圏域のサービスに頼らざるを得ない状況です。特に就労支援事業所が少なく、一般就労先となる事業所も少ないことや移動手段が乏しいことから一般就労への移行が進まない状況です。

④県南圏域（栃木市、小山市、下野市、上三川町、壬生町、野木町）

- 児童発達支援センターの確保
 - ・ 地域資源等不足の課題があることから、児童発達支援センターの確保に向け、地域におけるニーズを加味した上で、児童発達支援センターと同等の中核的な支援機能を有する体制を整備することが求められます。
- 一般就労への移行等の推進
 - ・ 一般就労への移行について、移動手段が乏しいことから、勤務対象となる事業所が限定されるケースがあり、他の日常生活支援等を考慮の上、進める必要があります。

⑤県北圏域（大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町）

- 相談支援体制の充実
 - ・ 基幹相談支援センターが設置されている市町が少ないため、設置を促進するとともに、相談支援専門員を計画的に確保することが求められています。
- 地域生活支援拠点等の機能の充実
 - ・ 地域生活支援拠点等について、関係機関との情報共有や連携により、その機能を有効に活用していくことが求められます。

⑥両毛圏域（足利市、佐野市）

○ 精神障害に関する協議の場の設置

- ・ 保健、医療、福祉の関係者による協議の場を設置し、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市などとの重層的な連携による支援体制を構築することが求められます。

(2) 今後の方向性

障害福祉サービス等の提供については、地理的要因や人口規模など様々な要因から各障害保健福祉圏域間又は圏域内において差が生じている状況にあります。一方、居住の場の確保など、全県的な課題となっているサービスもあります。こうした課題に対して、以下のとおり地域における社会資源の確保に向けた取組が重要となります。

○ 相談支援体制の強化

個々の障害当事者の幅広いニーズと様々な社会資源の間に立って、多様なサービスを効果的に結びつけていくとともに、社会資源の改善や開発の推進を具体的に図っていくためには、相談支援専門員の役割が重要となります。そのため、相談支援従事者の研修を充実させて、相談支援専門員の確保と質の向上を図っていく必要があります。また、基幹相談支援センターを設置し、相談支援事業所へのスーパーバイズや事業所間の連携等により、相談支援体制の充実・強化を図っていく必要があります。

○ 自立支援協議会の活用

居住の場の確保やサービスの不足については、市町が自立支援協議会を十分に活用することなどにより、地域で不足するサービス等を具体的に分析し、データを示しながら事業者や関係機関に対して実施に向けた取組を促す必要があります。また、自治体と事業者等がサービスの充実に向けた有機的な連携を行うなど、関係機関が協働して対応していく必要があります。

○ 広域的連携の強化

新たな社会資源を迅速に開発することは容易ではないことから、圏域内の既存の社会資源を適切に組み合わせて活用することが重要となります。そのため、県や各市町、障害福祉サービス事業所等は、地域の課題を圏域内で共有し、相互連携の強化により、効果的なサービス提供を図っていく必要があります。

○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしく生活できるよう、保健、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を推進します。地域包括ケアシステムの構築に当たっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるよう、圏域ごとの保健、医療、福祉関係者、当事者、家族等による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要です。

■ 計画策定の経過

令和2(2020)年6月 圏域調整会議を実施
令和2(2020)年8月4日 栃木県自立支援協議会を開催
令和2(2020)年10月 圏域調整会議を実施
令和2(2020)年11月24日 栃木県自立支援協議会を開催
令和2(2020)年12月25日から令和3(2021)年1月25日 県民意見募集（パブリック・コメント）を実施
令和3(2021)年3月17日 栃木県自立支援協議会、栃木県障害者施策推進審議会を開催

■ 栃木県障害者施策推進審議会委員名簿

(50音順、敬称略)

畦上 恭彦【会長】	国際医療福祉大学教授
緒方 秀徳	宇都宮市保健福祉部長
加藤 有騎	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構栃木障害者職業センター所長
粥見 美夏	公募
白井 新	(一財)栃木県身体障害者福祉会連合会副会長
高澤 茂夫	(特非)栃木県障害施設・事業協会副会長
田崎 英子	栃木県精神保健福祉会理事
玉木 朝子	栃木県難病団体連絡協議会顧問
土沢 薫	宇都宮共和大学准教授
新村 一男	(特非)栃木県障害者スポーツ協会理事兼事務局長
星野 雄一【副会長】	(地独)栃木県立リハビリテーションセンター理事長
前沢 孝通	(一財)栃木県精神衛生協会理事
舩谷 卓志	栃木県特別支援学校教育振興会理事長
三浦 恵理	栃木県自閉症協会理事
三品 朋子	栃木県心身障害児者親の会連合会理事

■ 栃木県自立支援協議会委員名簿

(50音順、敬称略)

浅井 秀実	(一社) 栃木県医師会副会長
新井みゆき	栃木県東圏域障害者就業・生活支援センター チャレンジセンター主任就業支援担当
大橋 俊子	栃木県南健康福祉センター参事兼所長
興野 憲史	栃木県精神保健福祉会会長
小島 幸子	(一社) 栃木県手をつなぐ育成会会長
五味渕裕善	茂木町保健福祉課長
笹崎 明久	高根沢町障害児者生活支援センターすまいるセンター長
谷口 照子	栃木県総合教育センター教育相談部長
長竹 教夫【副会長】	文京学院大学准教授
長谷川万由美【会長】	宇都宮大学教授
疋田 友子	真岡市障害児者相談支援センター相談支援専門員
藤牧 賢二	宇都宮市障がい福祉課長
前沢 孝通	(一財) 栃木県精神衛生協会理事
松野 直之	(特非) 栃木県障害施設・事業協会副会長
麦倉 仁巳	栃木県身体障害者団体連絡協議会会長



ナイチュウ

とちまるくん

しょうがい
障害があってもなくても、
て
手を取りあって、とも い
共に生きる。
とちぎけん
栃木県は、そんなしゃかい
社会の
じつげん む がんば ひと
実現に向けて頑張る人たちを
おうえん
応援しています。

栃木県保健福祉部障害福祉課

TEL 028-623-3490

FAX 028-623-3052

E-mail syougai-fukushi@pref.tochigi.lg.jp